清代雍正朝における通貨問題

佐伯富

目次

一　制錢不足の狀況
二　制錢不足の原因
三　錢價の昂貴
四　制錢不足と雲南錢の發運
五　私鑄錢の跋扈
(1) 私鑄錢跋扈の原因
(2) 奸徒の私鑄錢
(3) 錢局における私鑄錢
(4) 私鑄錢の對策とその成果
六　銅禁令
七　銅政
(1) 京師兩局の辦銅
(2) 洋銅の採買
(3) 雲南銅の採買
(4) 銅山の開發と雍正帝
(5) 礦徒
八　鑄錢狀況
九　結び

一　制錢不足の狀況

清朝時代、國初から嘉慶の頃までは、たとひ起伏はあつても大勢としては、銅錢價が強氣を示し、昂貴を續けてゐた。雍正時代も同樣である。尤も中國は地域が廣大で交通の不便な處が多く、地域差が大きく、一概に論ずることは出來ないが、しかし、雍正時代には、雲南など多量の銅錢を鑄造し、しかも經濟活動の不活潑な地域を除いては、制錢が不足し、錢價が騰貴した。雍正硃批諭旨（以下諭旨と略す）第一九冊王士俊、雍正六年十二月十日の條に

肇・高・雷等府。民間貿易行使。悉係唐宋舊錢。廣・韶等府。俱用低薄砂錢。相隔一二百里之間。錢有行使不行使之別。故錢法之壞。莫甚於粤東。

とあり、廣東省の肇・高・雷等の府では、民間の取引にはすべて唐宋時代の舊錢を使用し、廣・韶等の府では低薄の砂錢を用ひてゐる。距離僅か一二百里の府において、行使の通貨が異なり、錢法に大きな支障を來してゐる。雍正時代鑄造した雍正錢は未だ廣東省ではあまり流通してゐなかつたのである。廣西省も同樣であつたらしく、諭旨第四九冊金鉄、雍正八年五月初八日の條に

廣西……漢苗雜處。狃於積習。行使舊日雜錢已久。

とあり、舊日の雜錢を使用してゐる。また諭旨第四七冊喬于瀛、雍正二年十一月初七日の條に

臣由江西・湖南至粤。每過地方。買取食物。舖戸小民。卽問滯有雍正制錢。情願以一當十。隨問此間曾否有無。僉稱從未見過。其懽欣欲得一見之。輿情在在如同一轍。

と見え、喬于瀛が赴任して江西・湖南から粤に行つた時、道途の舖戸に雍正制錢を見たことがあるかと問ふと、みななしと答へてゐる。江西・湖南・粤などでは尙ほ舊錢・雜錢などを使用してゐたことが判明する。諭旨第三五冊喬世臣、雍正十年三月二十四日の條にも

淮・揚・徐・邳一帶。民間日用。俱尙在兼使舊小制錢。而隣近如江西等省。亦仍有一概行用者。

とあり、江蘇省の淮・揚・徐・邳の地方や江西省ではやはり舊小制錢を使用せることを傳へてゐる。また諭旨第一三冊高成齡、雍正四年十一月十四日の條に

晉省換錢一貫內。雍正通寶錢。僅二三十文。

とあり、山西省では一貫の銅錢中、雍正制錢は僅かに二三十文に過ぎぬといふ。その理由を說明して、同書には引續き、

查山西省距京師。不過千有餘里。而錢之行於山西者甚少。總因脚價繁重。商賈難於販運。此所以未能流通也。

とあり、山西省は京師から千餘里離れてゐるにすぎずして、雍正錢の流通量が少いのは、山西省は險路多く、重い銅錢を運搬するには運送費がかさみ、商人が販運しないためであるとしてゐる。これがために、山西では錢價が昂貴した。同書には

制錢不流通。則錢價必貴。今山西嚴禁私錢之後。每銀一兩僅易錢九百文上下不等。錢價日昂。則升米尺布。

其昂暗增。實不便於窮民。

とあり、毎銀一兩、銅錢九百文前後までも錢價が昂貴してゐる。當時、公定の銀錢比價は銀一兩制錢一千文であるから、約一割の騰貴である。錢價の騰貴により、米・布も値段が暗增し、民衆を困らせた。

山西省と同じ狀況下にあるのが貴州省である。皇朝文獻通考卷一五、雍正八年の條に

先是貴州。於雍正元年。議開銅礦鼓鑄。督撫以黔省漢苗雜處。用銀沿襲已久。若以錢文搭餉。領運既難。流通無時。請停止開採。

とあり、貴州省では漢人苗族ともに銀を使用すること久しく、もし制錢を兵餉として支給しても、受領して運搬することがむづかしく、從つて銅錢の流通する機會がなく、銅山の開發を停止してゐる。しかし、貴州省では銅錢が少く、銀が流通してゐたことは、生計の細かい民衆や軍人には不便であつた。諭旨第四五冊高其倬、雍正三年四月初二日の條に

貴州軍民人等。皆以無錢行使爲不便。每買日用之物。值銀多者猶可。若買值二三釐及四五釐之物。分兩甚少。須用戥秤戥。若少昂此數釐之銀。尙不敷秤折之數。以致日有紛競。若有錢行使。兵民俱便。目今皆甚盼望。

と見える。日用品を買ふとき、價格の高いものはまだしも、僅か數釐のものは秤量がむづかしく、紛糾がしばしば起り、これがために、一般民衆や軍人は銅錢の行使を希望してゐた。このやうな輿論があるに拘らず、銀が主として賣買に使用され、銅錢の流通が圓滑に行かなかつたのは、商人の利害と相反してゐたことが主要な原因のやうである。諭旨第二八冊鄂爾泰、雍正八年正月十三日の條に

向來黔省竝不用錢文者。既因錢文無多。……錢質沈重。更不便攜帶。又因糧食買賣。熟苗以錢交易者。漢民或昂其貨物。或虧其錢價。故彼此俱不用錢。由來已久。

と見ゆ。つまり、貴州省で銅錢が流通しなかつたのは、銅錢が少かつたことに起因する。それは銅錢が重く、貴州省のやうな山路では運搬に不便であつたのみならず、漢民の商人が糧食を熟苗に販賣するとき、銅錢を支拂ふ者には値段を昂くしたからである。

なほ、貴州省では制錢が流通しにくい事情があつた。諭旨第二〇冊楊天縱、雍正六年六月初四日の條に

制錢係國家通寶。各省皆用。惟貴州一隅。未能通行。臣細察其情。並非民之不用。實由於地方官之不樂行也。蓋每年應收正雜錢糧。每兩明則加火耗二錢。其竟有至四五錢不等。且布政司衙門。每兌收銀一百兩。加輕平銀兩。若收錢則無羨餘。是以不行收納。

とあり、地方官は錢糧を制錢を以て徴収すれば羨餘をとることが出來ないので銀を要求した。ここから貴州省では銀が流通し、制錢が流通し難い事情もあつた。尤も地方官が錢糧の納付に銀を要求するのは、貴州省だけでなく、一般的の傾向であつた。また地方官のみならず、胥吏や銀匠も制錢の徴収には反對であつた。諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十二年六月二十五日の條に

積欠錢糧。率多零星小戸。僅止數分數釐者。前經廷議准行。每銀一釐聽從民便。准収制錢一文。此誠便民省費良法。乃姦胥以完錢。既無從壓戥重収。而銀匠更無從傾銷勒索。遂造謠言。以錢價貴賤之說。往往阻撓更張。

とあり、錢糧に制錢を徴収しては、胥吏は戥を壓して銀を多収するすることが出來ず、銀匠も傾銷によつて勒索することが出來ないので、錢糧の制錢徴収に反對してゐる。ともかく如上のやうな事情から、貴州省では銀が一般に使用され、制錢が流通を見なかつたのである。

以上述べたやうに、山西や貴州省のごとく、山路が險峻で携帶に不便なところから、銅錢が流通しにくい地域もあつたが、結局のところ、それは制錢の不足が最も大きな原因であつた。貴州省でも一般の民衆や下級の軍人は制錢の行使を希望してやまなかつたのである。ここに私鑄錢が喰ひ入る隙があつた。諭旨第六冊布蘭泰、雍正五年十一月十八日の條に

臣受任江西。見民間所用錢文。俱輕薄低小。每市錢一千。値銀五錢二三分至七八分不等。每千中模糊破損。不堪上串者。十居其四。

とあり、江西省では民間使用の銅錢はおほむね輕薄の私鑄錢や破損した制錢であり、その價値は制錢の五六割にすぎぬものであつた。同書には續いていはく、

臣欲出示禁止。既恐低錢不用。則淨錢無多。勢必錢價驟貴。民用不敷。且此種低錢。銅質既輕。獲價復厚。雖奉官禁。難保不攙。欲盡行収買。又半係鉛渣。銅脚

價値無幾。若槩置而不問。聽其貿易。則長僞藏奸。錢法之壞。莫知底止。

すなはち、これらの輕薄な私錢の使用を禁止しようとしても、質量の充分な制錢が足らないので、放任せざるをえない。放任しておくと私錢の鑄造には利益があるので、益々私鑄錢が横行して錢法を崩壞に導き、底止する所を知らぬ有様であるといつてゐる。かやうに、雍正時代には制錢の不足といふことが、最も大きな問題であつた。その他の問題もこの制錢の不足から派生した問題にすぎなかつた。それでは何故に雍正時代、制錢が不足したのであらうか。

二　制錢不足の原因

制錢の不足は、銅斤の買入れが圓滑に進捗せず、制錢鑄造が、政府の豫定通り出來なかつたことにもよるが、これについては後述する。ここではすでに鑄造せられた制錢が流通しなかつた原因について考察を加へよう。諭旨第四一冊李衛、雍正五年十月十三日の條に

直隸等處。姦徒銷燬制錢。鑄器射利病民。以致銅價日昂。辦買艱難。

とあり、姦徒が制錢を銷燬して銅器を製造し、利益を計つたので、銅價が騰貴して銅の買入れが困難になつたといふ。諭旨第一九冊王士俊、雍正八年二月十六日の條にも

〔廣州府〕順德縣有姦民劉昂霄。將錢燬化。打成黃銅煙袋。私行貨賣。

とあり、姦民が制錢を銷燬して煙袋を製造して販賣してゐる。銅器の私販には莫大な利益があつた。同書には引續いて

新鑄制錢一千文。約重九斤餘兩。每制錢一千。價止紋銀一兩。以一兩之錢價可得九斤餘兩之黃銅。照黃銅時價。可賣銀一兩四五錢。如打成煙袋。卽可數倍其値。錢價賤而煙袋貴。姦民貪利違禁。

と見える。制錢一千文の重量は約九斤餘兩ある。制錢一千文は銀一兩に當る。一兩の錢價で九斤餘の黃銅を得、當時の時價では一兩四五錢に賣ることが出來、もし煙袋を製造すれば數倍に販賣出來た。また賀長齡、皇朝經世文編卷五二、李紱「請嚴銅禁箚子」にも

臣訪聞。外間用制錢十數文。打造烟袋一枝。卽可賣制錢六七十文。

とあり、十數文の制錢で煙袋を製造すれば六七十文に賣れた。錢價が賤しく、煙袋價が貴かつたので、姦民は禁例を犯して制錢を銷燬して銅器を製造したのである。

姦民の制錢入手のルートもうまく出來てゐた。諭旨第一九冊王士俊、雍正八年六月初二日の條に

制錢搭放兵餉。自應各營赴省領回。按名散給。以供兵丁零星使用。以免舖戶全買化銅。

とあれば、兵丁に支給せられた制錢も舖戶が買ひ占めて、銅斤に銷燬してゐたことが判明する。同書、雍正八年二月十六日の條に

滇省運粤之制錢。俱經各營兵弁領回。本應按名分散。何故盡歸舖戶之手。此中顯有兵弁增價私賣情弊。

と見え、舖戶は兵弁の制錢を値段を增して買ひ入れたのである。かやうにして、兵弁に支給せられた制錢の多量のものが舖戶の手にはいつて銷燬せられたらしい。そこで、雍正帝も、常賚が稅糧の拖欠に銅器を抵てるべきを上奏したるに對し

第一嚴禁燬錢私鑄爲要。收銅猶爲次之。（諭旨第一三常賚雍正六年正月初八日）

といひ、制錢の銷燬嚴禁こそ、錢法の第一要務であることを嚴諭してゐる。銅器製造のため多額の制錢が銷燬せられ、流通界から姿を消したことが、制錢の不足を來し、錢價を騰貴せしめた一つの原因であらう。

第二は多額の制錢が政府の倉庫に貯藏され、制錢が流通する機能を喪失したことである。諭旨第三一冊田文鏡、雍正六年二月初三日の條に

有各州縣衙門官庫。其自理詞訟。民間應入官贓錢。寄貯庫內。既不取用。又不換出。積錢亦多。

とあり、各州縣の官庫には多額の贓錢が貯藏され、使用もされず、他物にも交換されず、死藏されてゐた。官吏はうつかり他物と交換して、物價の變動により虧欠でも生ずると、責任を問はれるので、放任しておいたらしい。これは河南省の例であるが、このやうな事例は、全國的には相當多かつたに相違なく、例へば、諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十三年六月二十九日の條にも、次のやうに見える。

臣恐各屬收貯捐錢。積久過多。則民間使用。不無漸少。倘或錢價時昂。似非流通之道。當經檄行蘇州布政司。通飭各屬。將一切捐錢。收有成數。卽照依市價。公平

儘數。易銀貯庫。以濟工費。庶國寶流通。市價亦不致騰貴矣。

江南の各府州には多額の捐錢が貯藏されてゐた。これが民間の制錢存在量にも影響し、民間では制錢が減少した。そこで江南總督の趙弘恩は蘇州布政司に命じ、管下の捐錢がある額に達すると、市價に照して制錢を銀に易へて官庫に貯藏し、制錢を工費として放出し、錢價の騰貴を抑制しようとしてゐる。以上の諸例から考へると、全國的には相當な額の制錢が各地の官庫に死藏されてゐたものと思はれる。

第三に制錢を貯藏し、制錢の流通を妨げたものは富豪である。諭旨第三一冊田文鏡、雍正六年二月初三日の條に

有紳衿富戶。平日或糶糧食。或收花利。俱係錢文。自數十千至數百千不等。藏之於家。經年累歲。不卽發換。直有貫朽索壞者。或埋入土窖之中。竟不動用者。且謂收銀不如收錢。收錢可以防盜。蓋因銀貴而體輕。一人可攜數百兩。錢賤而體重。十人不能攜數十千故也。

とあり、紳衿・富戶は糧食を賣り、花利を收めるとき、銅錢を受けとり、これを土窖などに死藏して使用しなかつた。蓋し、銀は高貴にして容積が少く、一人で數百兩を携帶することが出來るが、銅錢は重く、十人でも數十貫を携へることが出來ず、銅錢の收藏は盜賊を防ぐに適してゐたからである。

同樣の記事は、賀長齡、皇朝經世文編卷五三、儲麐趾「敬陳泉布源流得失疏」にも見える。

至於民間富戶藏錢之弊。更甚於銷錢。蓋緣富戶入多出少。易致贏餘。又因錢文鎭重難移。可備盜竊。以爲太平之時。藏金珠不如藏銀。藏銀又不如藏錢。是以歲計所入租課。易而爲錢。月計所入典當利息。易而爲錢。所出者不過什之二三。多至五六而已。且錢價愈貴則富戶愈藏。富戶愈藏。則錢價愈貴。

すなはち、富戶の制錢死藏の弊害は銷錢のそれより甚だしい。富戶は每年入る所の租課や典當の利息を錢に易へて貯藏する。錢文は重く、移し難いので、盜竊に備へるためである。富戶の支出は收入の二三割、多くて五六割である。錢價が昂貴すれば、富戶は益々貯藏する。富戶の貯藏が多くなればなるほど、錢價が益々昂貴するといふ。錢價の昂貴を見越し、また盜賊に備へるために、富戶が制錢を貯藏したことは事實であらう。

なほ、制錢が最も多く集中したのは商人であつた。商人のところに、制錢が集中して動かないことが、制錢の不足を來さしめた最も大きな原因ではないかと思ふ。前掲諭旨（田文鏡）に

鹽商・當舖各字號大店。積錢亦多。當舖卽作當本。零星押出。比換錢更貴。鹽商字號大店之錢。竝不零換。必須錢桌。整兌價銀。一總發運。流通不速。而錢價仍昂。

と見えるやうに、鹽商や當舖には多額の積錢があつた。當舖では制錢を蓄藏して當本とした。鹽商は鹽を賣るとき、制錢を收め、鹽課を政府に、納入する際には、錢桌（兩替店）で制錢を銀に易へ一括して發送した。この間、制錢が鹽商のもとにあつて動かないので、制錢の流通量が減ずることになり、これがまた錢價を昂貴せしめた。ことに清初以來、錢價は昂貴しがちであつた。錢價が強氣のときには制錢の集中する所に利益が集中する。制錢を囤積しておいて、錢價が昂つた時に、銀と交易すれば莫大な利益が坐ながらにして得られる。康熙・雍正時代を經て、乾隆時代に至ると、鹽商ことに揚州の鹽商は莫大な富を擁し、山西の票商とともに、清朝の二大財閥にまで發展したが、その背景にはかかる錢價の昂貴といふ現象があり、財を蓄積するに恰好の機會を與へたことは間違ひない。嘉慶から道光に至つて、逆に錢價が暴落すると、さしもの鹽商も沒落せざるを得なかつたことに想到すれば、思ひ半ばにすぐるであらう。ともかく、鹽商や當舖には多額の制錢が集中し、それが、彼等の富を蓄積せしめる大きな原因となつたのである。そこで奸民は制錢を囤積して巨利を博せんとする者もあつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正九年の條に

至京城內有奸民勾通經紀。預發本銀。於大小鋪戶。收買制錢。居奇囤積。俟錢貴。始行發賣。名爲長短錢。

とあり、京城の奸民は經紀と氣脈を通じ、預め本銀を與へておき、大小の鋪戶から制錢を收買して囤積し、錢價の昂貴をまつて制錢を賣却して巨利を得ようとした。これを長短錢と稱した。この囤積が行はれると錢價が益々昂貴する。そこで、同書、雍正元年の條に

設立官牙。議平錢直。……著王大臣。會同九卿。定議具奏。尋議言。錢價騰湧。總緣制錢尙少。……但恐有奸民囤積居奇。應令大興・宛平兩縣。設立錢行官牙。

將錢價議平。毋得任意低昂。以便交易。違者論罪。

とあり、雍正元年、雍正帝は即位早早、官牙を京城に設立して錢價の平準を計り、奸民の制錢囤積を禁止した。しかし、囤積の風はやまなかつたらしく、同書、雍正九年の條に

　　販運及囤積制錢之禁。

とあり、囤積の禁例を申明してゐる。ともかく、鹽商や當舖・富戸・奸民のもとに多額の制錢が積貯せられ、流通圈外におかれてゐたことが、制錢の不足を來し、錢價の昂貴を來した。

第四に制錢不足の原因は海外への流出にある。皇朝文獻通考卷一七、乾隆十四年の條に

　　禁南洋商船私販銅器。浙江巡撫方觀承奏言。南洋自雍正五年。開禁以來。商民皆得前往市易。而紅黃銅與銅器。皆不在禁例。緣南洋地不產銅。各船販往者甚多。

とあり、雍正五年には、中國商人の南洋に出航することを許可した。南洋方面には銅を產しないので、銅や銅器をもつて販賣に出かける者が甚だ多かつた。當時、制錢の實質價値は頗る貴く、制錢一千文を銷燬すれば、千五百文の價値があつたので、制錢そのもの、或ひは制錢を銷燬して南洋方面に多量に輸出せられたことは疑ひない。清史稿卷一二九鹽法の條に、

　　雍正六年。巡鹽御史鄭禪寶疏。……康熙時。銀一兩換制錢千四五百。……今每兩合錢二千。

とあり、中國人に南洋出航を許可した翌年、雍正六年には、どういふ理由か、判然としないが、銀一兩制錢二千文といふやうに、錢價が暴落した。この錢價の暴落に乘じて多額の制錢が、現物のまま、或ひは銷毀されて、南洋方面に輸出せられたことが想像せられる。

以上述べたやうな諸種の理由からして、雍正時代には制錢が不足し、錢價が昂貴の狀態にあつた。尤も銀錢の比價は制錢の存在量だけで高下するものではなく、銀の存在量も考慮しなければならぬ。概していふならば、國初から乾隆時代までは、西歐及び日本から莫大な銀が中國に流入した。この銀の流入によつて錢價が相對的に上昇したことも事實であらう。ただこの問題を考慮に入れると、問題が更に複雜化するのみならず、銀の中國流入額の算定は容易になしうる所でないので、ここでは一應銀の問題は除外して

考察を進めたい。

三　錢價の昂貴

雍正時代は雲南地方を除けば、各地とも錢價の昂貴に惱んだ。それは前節で述べたやうに、制錢が不足してゐたことが、最も大きな原因であつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正元年の條にも

〔王大臣・九卿〕議言。錢價騰湧。總緣制錢尙少。

と述べてゐる。雍正時代には、錢價は同書雍正七年の條に

申定錢直。……嗣後每銀一兩。止許換制錢一千文。幷著該部。行文各省。一例遵行。以爲經久平準之定則。

とあり、銀一兩制錢一千文と公定されてゐた。しかし、實際には公定價は遵守されず、錢價は昂貴してゐた。諭旨第一三冊高成齡、雍正四年十一月十四日の條に

今山西嚴禁私錢之後。每銀一兩僅易錢九百文上下不等。

とあり、雍正四年、山西では每銀一兩、錢價九百文前後であつた。又諭旨第六冊布蘭泰、雍正四年二月初一日の條に

臣入境以來。卽廣詢錢價。幷取市錢驗看。長沙岳州一路。每淨錢一千易銀一兩一錢。次淨錢一千易銀一兩。

とあり、雍正四年、湖南の長沙・岳州では淨錢一千は銀一兩一錢に易へた。銀一兩とすれば淨錢九百九文となる。また諭旨第一六冊常德壽、雍正四年三月初八日の條には

廣西錢價甚貴。每銀一兩換大錢四百文。換小錢一千六百文。

とあり、廣西では錢價が甚だ貴く、每銀一兩制錢四百文までも騰貴している。また清稗類鈔卷四二「以物價覘俗」には

雍正時。市平銀一兩。可易大制錢八九百文。

とあり、雍正時代には、大體銀一兩制錢八九百文であつた。ただ地域的には相當な開きがあつた。如上の山西や貴州省は交通が不便なために、制錢が少く、錢價が昂貴した。ところが、雲南省では多額の制錢が鑄造せられたが、別省に流通することが出來ぬために制錢が滯積し、錢價が下落した。諭旨第一六冊常德壽、雍正四年三月初八日の條には

〔雲南〕目下每銀一兩換錢一千三百五十文。……臣細訪時價日低之故。總爲錢文不能流通別省。以致累積壅滯。

と見えるやうに、雍正四年には、每銀一兩制錢千三百五十文に下落してゐる。そこで、雍正四年には、雲南の大理府

・霑益州の鼓鑄を停止したが、（皇朝文獻通考卷一五雍正四年）錢價の下落は已まなかつた。諭旨第一五冊沈廷正、雍正七年十一月初七日の條に

〔雲南〕向來錢價。每銀一兩換大制錢一千五百有零。及一千四百餘文不等。

とあり、雍正七年頃、なほ每銀一兩、制錢千四五百文の價格を續けてゐる。そこで、諭旨第二六冊鄂爾泰、雍正六年二月初十日の條に

滇省鑄錢日增。穀價日賤。設法調劑。曾檄令雲南布政司。暫動鹽餘公用銀兩。照時價收買市錢。

とあり、鹽餘公用銀兩を以て、市場の制錢を收買してゐる。しかし、このやうな一時の便法では、雲南の錢價を調節することはむづかしい。ここから雲南の制錢を、制錢の乏しい外省へ運び出すことになつたのであるが、これについては後述する。

錢價はまた都市と農村とにおいて高低があつた。諭旨第三一冊、田文鏡、雍正六年二月初三日の條に

以豫省而言。省城換錢。紋銀一兩。得換錢九百三十文。省城之外。卽便減去。遞推遞遠。至外府州縣村莊。每逢集期。始有換錢。一兩紋銀。不過換錢九百一二十文。

とあり、河南省城では每銀一兩、制錢九百三十文であつたが、外府州縣の村莊では、九百一二十文にすぎなかつた。蓋し省城から村莊まで制錢が運ばれるまでには幾人もの錢桌・商人の手を經由したからである。同書には次の如くいつてゐる。

制錢雖爲流通之寶。但欲其散布民間。到處充盈。不得不藉於錢桌之販運。至於錢桌販運。原爲圖利。利之所在。人方爭趨。錢止數千。尙可手提肩負。多則須騾馱車載矣。水路則須舟船裝運矣。其脚費皆錢桌所出。猶有串索麻斤・人工飯食・店租牙用。俱所不免。

制錢が民間に流通するには錢桌の販運による。錢桌が販運するのは利潤が目的である。多量の制錢を運搬するには、陸路・水路いづれによるにしても多額の運送費、その他の經費を要したといひ、更に續けていふ。

由〔京師〕寶泉・寶源二局。出而散之於京畿。由京畿而至各省。由各省而至各府州縣。由府州縣而至大小村莊。經由幾人。更換幾手。莫不從中取利。而利卽在此錢文

之中。譬如銀一兩易錢一千。換之於彼。卽權子母。必不肯聽彼仍以銀一兩易錢一千矣。再易一手。其利卽倍。

京師の寶泉・寶源兩局で鑄造せられた制錢が、各省の村莊まで至るには、多數の人の手を經由する。その手數料が錢價に加はつたので、農村では都市よりも錢價が昂貴したのである。

かやうに、錢價は地域によつて高低があつた。この地域的な開きを利用して奸商は制錢を囤積運搬して巨利を博せんとした。皇朝文獻通考卷一六、乾隆九年の條に

奸商每於出京之時。將制錢車載馬馱。向價貴之處。興販射利。

とあり、奸商は京師を出づるとき、制錢を車馬に積載し、錢貴の處に販運して巨利を博した。同書には續いて

再有閩粵商船。裝載貨物。由海洋直達天津發賣。回棹時。概用錢文壓載。運至閩粵。

とあり、閩粵の商船は貨物を天津に裝載し、歸途にはおほむね錢文を滿載した。蓋し、閩粵では錢文が缺乏し、錢價が貴かつたからである。さらに同書には續けていふ。

各省回空漕船。亦往往多載錢文。希圖興販獲利。

すなはち、各省の回空漕船も多額の錢文を積載してかへり、販賣して利益を圖らんとした。以上の事實は乾隆時代のことに屬するが、雍正時代でも同樣であつた。そこで、同書卷一五、雍正九年の條に

嚴販運及囤積制錢之禁。戶部議言。民間錢多則價減。錢少則價增。應令順天府提督衙門・五城御史。不時巡查。其有販運出京者。卽行究處。

とあり、雍正九年には制錢の囤積販運を嚴禁してゐる。以上述べたやうに、錢價は地域によつて高低があつたのみならず、一年のうちでも、時期によつて高低があつた。同書、雍正元年の條に

更定制錢放餉。爲每兩月一次。銀八錢二配給。京畿道御史戴芝奏言。戶部給發兵餉。惟二月八月。銀錢各半搭放。每逢放餉時。民間錢價暫平。過此乃貴。請將二八月對搭制錢之例。改爲每兩月一次銀八錢二兼放。

とあり、從來兵餉は二月と八月に二回、銀錢各半を支給してゐた。その直後には暫く錢價は平減したが、間もなく騰貴した。そこで雍正元年から、二箇月每に銀八錢二の割合で兵餉を支給し、錢價の常平を計らんとした。因みに當時、

京師の寶泉局では毎年四十萬串餘の制錢が鑄造せられたが、殆んどみな兵餉として支給せられた。ついで工部の寶源局からも毎年二十萬串を戶部に送り、二月と八月に兵餉として支給したが、（同書雍正二年）雍正四年、工部の需要が增したため、この例を廢し、毎年工部より戶部に二萬串送つて兵餉を助けた。五年に至つて、また工部には十萬串を存留し、餘は戶部に送つて兵餉として支給することになつた。（同書雍正五年條）

當時、寶泉局の鑄錢は主として兵餉として支給せられ、寶源局の鑄錢は工事用に支給せられた。その他、兩局の鑄錢は工匠官役の養廉・俸工・驛站の雜支等にも支給せられたが、主として、前二者、ことに兵餉として支給せられる制錢がその大部分を占めてゐた。各地の鑄錢も全く同樣であつた。從つて兵餉を支給する時期とその額とが、錢價の高低に大きな影響を與へた。そこで政府としても、錢價の安定を計るために、兵餉支給の時期とその額とについては、愼重に考慮した。皇朝文獻通考卷一五、雍正九年の條に

定制錢放餉成數每季具奏之例。先是定每兩月一次。銀八錢二。配給兵餉。八年。改爲每月銀九錢一搭放。至是戶部復議定。本年餉錢。單月以一成搭放。雙月以二成搭放。嗣後每月餉錢。以錢數之多寡。酌定一成二成。或增至三成。按季具奏配給。

とあり、雍正九年に至り、本年の餉錢は單月には一割、雙月には二割を支給するが、爾後、每月の餉錢は錢數の多寡に應じて一割乃至三割を季ごとに具奏して支給することになつた。これよりさき、兩月に一回、銀八錢二の割合で兵餉を支給したが、雍正八年には每月銀九錢一の割合で支給することに改めた。しかし、先にも述べたやうに、各省により制錢の存在量が異なり、錢價に高低がある。一律に兵餉として制錢を支給すると、錢價の調整を計ることがむづかしい。そこで、各省の兵餉の多寡、鑄錢額の贏縮を斟酌して、各地各時の事情に應じて制錢支給の割合を決定することになつたのである。各省の兵餉の額については、同書に

各省兵餉多者。至一百四十萬餘兩。少者三十萬餘兩。其餘皆百萬兩內外。餉多之省。以一成錢搭放。需錢十四萬餘串。餉少之省。以一成錢搭放。需錢三萬餘串。二成錢各倍之。

と見え、多い省は百四十餘萬兩、少い省は三十餘萬兩ある。一割の制錢を支給すれば、多い省は十四萬餘串、少い省は三萬餘串を要する。二割を支給すれば倍額になる。このやうな事情を考慮して兵餉の制錢支給額を決定し、これによつて錢價の平準を計らうとしたのである。例へば、四川省においては、雍正十年、省城の滿漢兵餉は銀八錢二の割合で支給したが、各營の省城を離れること近いものには、制錢は一割五分、稍遠い者には一割、更に遠い者には五分を支給した。各官の養廉も遠近によつて分別配給した。その後、鑄錢額が足らなくなり、一樣に五分の制錢を支給してゐる。（皇朝文獻通考卷一五雍正九年の條）

錢價の高低は、以上述べたやうに、兵餉の支給額とその時期と深い關係があつた。しかし、各省には各省の兵餉に支給するだけの制錢が充分に存在したわけではなかつた。雍正時代、京師の寶泉・寶源兩局や雲南諸局の鑄錢額を增大し、甘肅・貴州・四川・江蘇・安徽・江西・浙江・湖北湖南・河南・山東・山西等に錢局を增置したのは主として各省の兵餉支給に應ずるためであつた。しかし、各地に錢局を設置しても銅鉛の材料を買入れることが困難で、京師及び雲南の外は、制錢の鑄造が進捗せず、間もなく廢止する所も續出した。そこで、政府では雲南省に錢局を增置し、その鑄錢額を增大して雲南錢を各地に運搬して、その兵餉にあてた。

四　制錢不足と雲南錢の發運

皇朝文獻通考卷一六、乾隆三年の條に

寶川局開鑄以來。兵民稱便。

とあり、四川の寶川局を設け、制錢を鑄造以來、制錢が四川に流通し、兵・民ともに便を稱してゐる。また諭旨第一九冊王士俊、雍正八年六月初二日の條にも

制錢搭放兵餉。自應各營赴省領回。按名散給。以供兵丁零星使用。

とあり、兵丁の生計は一般民衆と同じく、些細であるから、制錢が必要であつた。銀を兵餉として支給しても、制錢に兩替して使用する。その際、兩替の鋪戶が銀價を低く見積るので兵丁は損失を免れなかつた。盛康、皇朝經世文續編卷五八、朱嶙「運錢法以握利權疏」には

兵丁領銀。尙須易錢。然後通用。每至兵餉下時。鋪戶

又往往抑價。今照前定時價。放給足陌現錢入手應用。何便如之。

のごとく見えてゐる。

ところで、獨裁君主の權力を保持するものは、軍隊と官僚とであつた。そこで彼等の生活を保證安定することが、君主の責務であつた。清朝の天子、ことに雍正帝は兵丁の生計安定には苦慮した。兵丁の生計を保持するためには錢價の安定を計ることが重要であつた。當時は制錢が不足し、錢價が昂貴し勝ちであつたので、制錢を增鑄して錢價の平準を計るとともに、制錢の滯積せる雲南から、不足せる地方に制錢を運搬し、兵餉として支給した。制錢を兵餉として支給することは、制錢の流通を計り、錢價の平準を來し、經濟界の安定を計る所以でもあつた。賀長齡、皇朝經世文編卷五三、趙廷臣「疏錢法以濟民用疏」には

撥運雲南省所鑄制錢。搭放粵西通省兵餉。無非欲制錢流行遍布。

とあり、雲南制錢を廣西省に運び、兵餉として支給するのは、制錢を流通するためであるといつてゐる。尤も、皇朝文獻通考卷一五、雍正三年の條には

令雲南各局鼓鑄制錢。聽其流通各省。以便民用。不必禁止出境。

と見え、雍正三年までは、雲南鑄造の制錢は無礙に各省に出境流通することは、禁止されてゐたらしいが、この年、その禁例を解き、各省に出境することを聽許してゐる。この後、雲南制錢は各省に搬運せられた。同書、雍正四年の條には

其鼓鑄制錢。除本省（雲南）搭放流通外。以四萬串。發運四川・湖廣・廣西等省。令各督撫。動藩庫銀。每制錢一串易銀一兩。交雲南解官領回。接濟工本。各省所收錢。搭放兵餉。

とあり、雍正四年には、四萬串を四川・湖廣・廣西に發運し、各省の布政司の銀を以て、銀一兩制錢一千文の割合で交換し、兵餉に支給せしめ、銀は雲南に回送し、鑄錢の工本に充て、銀錢比價を平準ならしめんとした。また同書、雍正七年の條には

戶部議言。粵西距京遙遠。制錢從未到粵。民間所用。多係私錢。每年雖有雲南撥錢二萬串。不敷流轉。應令滇省增撥錢文。尋經雲南總督鄂爾泰奏定。……見在兩

湖已經開局。四川錢價平減。亦已停運。請於省城・臨安二局。歲撥錢六萬二千串。發運粤西。……以爲搭放兵餉俸工之用。……照例易銀。給滇員領回。歸還原本。

とあり、雍正七年には、湖廣では錢局を開き、また四川では錢價が平減に歸したので、雲南からの制錢の發運を停止したが、廣西は、京師から遠く、京師の制錢が來ることなく、依然として民間では私錢が流通してゐた。これまで雲南からは毎年二萬串の制錢が運搬されたが、到底流通するに足らないので、六萬二千串といふ多額の制錢を發運して兵餉や俸工に支給することになつた。また同書、雍正十一年の條には

議開雲南東川府局鑄錢。運往陝西。戶部議言。陝西錢價昂貴。應令雲南歲鑄錢十萬串發往。易銀還滇。

とあり、雍正十一年には、陝西で錢價が昂貴したために、雲南の東川府に新たに錢局を設け、毎年十萬串を鑄造して陝西に運搬した。雍正十年に策零が大擧入寇し、これを防禦するため、多數の軍隊が陝西に來り、軍需物資の需要が增大したためであらう。同書、雍正十三年には

陝西巡撫史貽直奏言。陝省錢價已漸平減。且自陝至滇。路經八千餘里。水陸艱難。毎年委員領解。亦不能如期接濟。請停領運。經戶部議。如所請。停止東川局鼓鑄。

とあり、雍正十三年には、陝西の錢價が平減に歸し、且つ雲南から陝西に多額の制錢を運搬するには非常な困難が伴つたので、東川局の鼓鑄を停止した。蓋し前年には策零が和を乞ひ、陝西における軍需景氣が下降し、制錢の需要が減少したためであらう。

なほ、江西省にも雲南制錢が運搬された。諭旨第二六冊鄂爾泰、雍正六年二月初十日の條に

今江西撫臣布蘭泰。以該省制錢不敷流通。奏請毎歲多撥滇錢一萬貫。運至漢口。該省動庫銀一萬兩。委員前往漢口交易。奉諭旨。著臣於四萬貫內。以一萬貫運至漢口。欽此。

とあり、江西省では制錢が流通に足らなかつたので、雲南制錢一萬貫を漢口に運び、江西省の布政司銀一萬兩を以て交易せしめてゐる。

なほ諭旨第四五冊高其倬、雍正二年十一月二十一日の條に

查湖南・湖北。從前以糧船載回制錢行消。今已久停。

と見え、湖南・湖北では從來回空糧船が、京師の制錢を載回して行銷してゐた。

以上述べたやうに、雍正時代には制錢の不足せる地方へは、主として雲南で鑄造した制錢を發運して兵餉・俸工として支給し、錢價の平減を計つた。諭旨第二六冊鄂爾泰、雍正六年二月初十日の條に

〔雲南〕各爐役每年有額外帶鑄息錢三千七百餘貫。而寶益局尚存舊鑄之錢。省中又有鹽斤賣獲錢文。均須易銀。統計每年約可運外省錢十萬貫。惟是發運脚價。遠者每貫約需銀二錢五六分。近者每貫約需二錢三四分。以十萬貫計脚價銀。近二萬五千兩。所以不能全運。

とあり、雲南では每年十萬貫の制錢を外省に發運する計畫であつたらしいが、その脚價が二萬五千兩ほどかかる。この脚價を全部捻出することが出來ぬため、實現しなかつた。脚價の財源は帶鑄息錢・鹽斤賣却錢及び寶益局の舊鑄錢であつた。帶鑄息錢とは、皇朝文獻通考卷一五、雍正四年の條に

至於解送各局。尚需脚價。擬於每爐每卯。添鑄銅鉛一百觔。名曰帶鑄。所得息錢以爲運價之用。

とあり。額鑄錢外に每爐每卯銅鉛一百斤を增鑄し、これを帶鑄と名づけ、その息錢を帶鑄息錢と稱した。

雲南制錢の發運は脚價不足のため、政府の計畫通りには實現しなかつたが、各省に制錢を流通せしめ、錢價を平準ならしめようとする政策は、相當成效を收めたやうである。先に述べたように、貴州省では諸種の事情から制錢の流通が妨げられてゐたが、次第に制錢が流通するやうになつた。威寧州の採銅や、大定府の採鉛が功を奏し、雍正八年、貴州畢節縣に鑄錢局が設置され、制錢が鑄造せられるやうになつたことも一つの原因であるが、（皇朝文獻通考卷一五）商人が雲南制錢を貴州省に販運したこともその原因であつた。諭旨第二八冊鄂爾泰、雍正八年正月十三日の條に

今數年以來。……錢文之價甚平。不特往來旅店銀錢並用。且有商賈。於滇省馱錢。至黔換銀者。是國寶漸可流通。

と見え、雍正八年、畢節鑄錢局が設置される數年前から、貴州省では往來の旅店において銀錢を並用し、錢價が低減してゐた。商人が雲南から制錢を運び、貴州省で銀と交易したために制錢の流通量が增大したためらしい。以上述べ

たやうに、各地では制錢の不足から錢價が昂貴した。ここに私鑄錢が横行する隙があつた。

五、私鑄錢の跋扈

(1) 私鑄錢跋扈の原因

諭旨第三六冊王柔の上奏中に

私鑄律禁綦嚴。而江・安・豫・楚各省。界連地方。仍不能盡絕者。則以制錢尚少。不能遍處流通。故私錢猶有雜用之處也。

と見え、私鑄禁止の律が甚だ嚴しいにも拘らず、江蘇・安徽・河南・湖北諸省の界連の地方で、私鑄がやまないのは、流通の制錢が少いからだとしてゐる。また諭旨第六〇尹繼善、雍正八年三月二十二日、尹繼善の上奏に對する雍正帝の硃批の一節にも

據奏。私錢如不設法查禁。制錢不得流通等語。此論非也。蓋私錢之未淨。盡緣制錢不敷所用故耳。

とあり、雍正帝も私錢がやまないのは、全く制錢の不足によると看破してゐる。

私鑄禁例はすでに順治十四年に發布された。皇朝文獻通考卷一三、順治十四年の條に

定私鑄銅錢禁例。和碩簡親王濟度等議定。凡奸民私鑄。爲首及匠人。擬斬監候。爲從及知情買使者。擬絞監候。總甲十家長知情不擧首者。照爲首例。不知者杖一百徒三年。告捕者給賞銀五十兩。其賣錢之經紀鋪戶。有興販攙和私錢者。杖一百　徒尙陽堡。

と見える。私鑄の首謀者及び、匠人は斬監候、從たる者及び情を知りて買使した者は絞監候、總甲十家長の情を知りて擧首せざる者は、首たる例に照して處罰する。情を知らざる者は杖一百徒三年。告捕する者には賞銀五十兩を支給する。賣錢の經紀・鋪戶の私錢を興販攙和する者は杖一百の上、尙陽堡に流徙する。私鑄錢は國家の重要な經濟政策に大きな障碍を與へるので、とくに嚴刑を以て臨んだ。この禁例は今後時代が降るに從つて詳密になり、幾回も申明された。雍正時代にもこの禁例が生きてゐたことはいふまでもない。なほ、同書には

定各官失察私鑄處分。和碩簡親王等議定。凡民間私鑄。該管地方官知情者。照爲首例。不知情及聽其興販攙和者。以失覺察論。云云

とあり、順治十四年には、各官の私鑄を失察する處分を制定してゐる。この禁例も清末まで有效であつた。しかし、これらの禁例も實際には遵守せられなかつた。同書卷一五、雍正三年の條に

申私錢之禁。奉上諭。京局每歲鼓鑄。則制錢應日加增。而各省未得流布。必有銷官錢以爲私鑄者。聞湖廣・河南等省。私鑄之風尤甚。著各省督撫。申飭該地方官。嚴加禁緝。

とあり、雍正三年には私錢の禁を申明してゐる。この頃京師の兩局では相當制錢を鑄造したから、制錢の流通が加增すべきはづであるが、制錢があまり各省に流布しなかつた。それは制錢を銷燬して私錢を鑄造したからであるらしい。それには理由があつた。雍正時代の制錢は質量ともに優秀で、名目價値以上の價値があつた。康熙四十一年に、制錢は重さ一錢四分に定められて以來、雍正時代まで繼續してゐた。同書、雍正三年の條に

凡私鑄之犯。分別首從治罪。及各官失察處分。不爲不嚴且密。而終未能禁絕者。蓋緣私鑄之利厚。奸民畏法之心。不勝其趨利之心故也。查官局每錢一文。計重一錢四分。鼓鑄之法。由紅爐翻沙刷灰。剉邊滾邊磨洗。而後成錢。今私鑄錢每文止重八九分。一爐之外。別無剉滾磨洗等事。俗稱爲沙板。爲錘扁。既省銅觔。又省工力。所以不法之徒。寧蹈死而不肯悛改。

とあり、制錢は重さ一錢四分なるに對し、私錢は僅か八九分にすぎなかつた。しかも私錢は磨洗・刷灰等諸種の工程を省略するので粗笨であつた。そこで俗に沙板(砂板)・錘扁と稱せられた。これがため費用が省け、利益があつた。ここに私鑄流行の一つの原因があつた。そこで同書、雍正十二年の條に

復定錢制。每文重一錢二分。

とあり、雍正十二年に至り、制錢の重さを一錢二分に減じた。また、同書、雍正五年の條に

定以銅鉛各半配鑄制錢。

とあり、これまで制錢の銅鉛の割合は六對四であつたが、雍正五年に至り、銅鉛各半を以て制錢を鑄造することにした。このやうに政府では私鑄に對し、應急の措置として平價切下げの政策をとつたが、私鑄を根絕せしめることは出來なかつた。結局、私鑄によつて利益をうることが出來た

からである。私鑄錢は先にも述べた如く、每文八九分である。たとひ制錢を每文一錢二分に輕減しても、なほこれを銷燬して私錢を鑄造すれば利益がある。なほ每文八九分の私鑄錢はよい方である。閱世編卷七錢法の條には

〔康熙〕二十年以後。私鑄復盛。錢復濫惡。每千所重至惡者。亦不過二三觔。

と見える。每千三斤とすれば四十八兩、二斤とすれば三十二兩である。制錢の重さの二分の一乃至三分の一の輕小錢であつたことが分る。さらに甚だしきは、盛康、皇朝經世文續編卷五九、鍾大焜「擬請改鑄輕錢議」に、錢の重さについて述べ

每重一錢四分之錢。已萬不得一。極重者至一錢二分而止。極輕者至一分而止。自五六分以上。民間已通。謂之大錢。

とあり、重さ一分の私錢が存在したことを傳へてゐる。これは福建の福州についての報告であるが、同地では一錢四分の銅錢は、萬に一つも見るをえず、五六分の重さの銅錢であれば大錢と稱せられ、民間に流通してゐたといふ。さらに同書には

每文扯重八分五釐。然此錢已珍。爲拱璧。不可多得矣。

とあり、每文重さ八分五釐の銅錢は珍しく、拱璧と稱せられ、多くうることが出來なかつたといふ。以上の事例は雍正時代のものではないが、雍正時代も大同小異であつたらう。

かやうに私鑄錢は輕小であつたばかりでなく、質も惡かつた。甚だしきは鉛だけで鑄造した私錢があつた。諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十三年三月初一日の條に

江西民間。所用錢文內。有將鉛私鑄成錢。及薄小不堪之錢。攙和使用。

とあり、江西の民間では、鉛錢が私鑄使用されてゐた。

なほ私鑄錢ではないが、私鑄に屬すべきものに翦邊錢がある。皇朝文獻通考卷一五、雍正十三年の條に

定翦邊錢禁例及各官失察處分。戶部會同刑部議定。見在民間行使翦邊錢。令各督撫出示嚴禁。其從前收買在家者。以文到一月內。赴官首明。量給半價。嗣後。凡將制錢翦邊毀化。製造器皿貨賣者。拏獲之日審明。翦至十千以上者。爲首之人。擬絞監候。爲從杖一百流三千里。云云。

とあり、雍正十三年には、翦邊錢を禁止してゐる。つまり銅器を製造して貨賣する等のために、制錢をけづりて銅をとつたものが翦邊錢である。この翦邊錢が相當多かつたことは、諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十二年二月十八日の條に

江西翦邊沙板尤多。

と見えてゐることによつて判明する。

(2) 奸徒の私鑄錢

以上述べたやうに、社會には制錢の不足から輕小の私鑄錢や翦邊錢が多量に流通してゐた。それでは、これらの私錢は、どこで鑄造されてゐたのであらうか。諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十二年九月二十八日の條に

安徽省屬繁昌縣深山之中。有種姦徒潛匿私鑄。

とあり、安徽省繁昌縣の深山中において姦徒が私鑄を行つてゐる。また同書、雍正十三年正月十二日の條に

上江有種操舟鑄私之徒。舟中只用泥罐一箇。鐵鉗一把。即可成錢。偶聞查拏。將鉗鑵即擲淺水。查過之時。仍復取用。弄巧玩法。莫此爲甚。

とあり、姦徒が舟中に泥罐・鐵鉗をもちこんで、私鑄を行ひ、査拏にあふと鉗罐を水中に投げこみ、證據物件を隱匿し、査拏がすぎると、また拾ひあげて私鑄を行つてゐる。また同書には、ひきつゞいて

江西鄱陽湖中。亦有此等私鑄姦徒。

とあり、鄱陽湖中で姦徒が私鑄を行つてゐる。官憲の臨檢に際して證據物件を隱匿するためであらう。また皇朝續文獻通考卷二三、乾隆五十九年の條に

川省寧遠・重慶等處。均與滇・黔交界。私鑄奸民。往往乘間販運。

とあり、四川の寧遠・重慶の雲南・貴州省の境界と接する交界地方において奸民が私鑄を行つてゐる。また諭旨第四二冊李衛、雍正八年三月初十日の條に

因聞浙屬平湖縣之乍浦鎭。民間竟有私鑄攙和行使。慮及附近江浙交界地方。必有私鑄之弊。隨令乍浦同知等員。就近密訪。據覆。江南吳江縣蘇里鎭有汝堯年等。浙江海寧縣袁花鎭。亦有查經陶等。皆係私鑄之人。

とあり、浙江・江蘇の交界地方において、奸徒が私鑄を行つてゐる。

以上の諸例からも分るやうに、私鑄は多く、官憲の來な

い山中か、もしくは官憲が來てもすぐに證據を隱匿することの出來る、河川や湖水上の船中、或ひは官憲が來ればすぐ逃亡して、官憲の追跡しがたい交界地方において行はれた。以上の條件の外に、銅鉛もしくは制錢の入手し易い地方がえらばれたことはいふまでもない。從つて私鑄の行はれる地方は大體決つてゐた。盛康、皇朝經世文續編卷五八、朱嶟「運錢法以握利權疏」に

如蜀・黔・湖・粵・江・淮之間。盜鑄者多。

とあり、四川・貴州・湖廣・粵・江・淮地方に盜鑄者が多かつた。皇朝續文獻通考卷二三、乾隆五十八年の條に

湖廣小錢。非本省私鑄。卽係四川雲貴各省私販。順流而下。必非下游江西・江南等處商賈攜帶到彼。近聞。楚省下游各處。皆因湖廣小錢不淨。致有攜帶到彼。攙雜行用。……是湖廣爲私販小錢總匯之所。

とあり、湖廣地方には上流の四川・雲南・貴州省で私鑄せられた私販小錢が集つて來た。また同書、乾隆六十年の條に

據陳淮奏。拏獲小錢一案。訊係由湖北漢口販至江西。是漢口竟爲小錢聚集之所。

とあり、湖廣の漢口が上流からの私錢聚集の中心地であり、私錢はまた漢口から江西までも販運せられたことが分る。また皇朝文獻通考卷一四、康熙三十六年の條に

小錢從山東來者居多。

とあり、同書、康熙四十五年の條に

遣部臣。緝獲山東私鑄奸民。

とあれば、山東においても多額の私錢が鑄造せられたことが判明する。また皇朝續文獻通考卷二六、咸豐四年の條に

天津・通州等處。私鑄甚多。潛運入京。

とあり、天津・通州でも私鑄が盛大に行はれてゐた。

ここで注意すべきことは、私鑄錢は私鑄の本地では使用されず、他の地方に販運して使用されたことである。諭旨第六〇冊尹繼善、雍正八年三月二十二日の條に

再審訊各犯。據供。伊等所鑄。俗名鉛錢。本地不用。俱係江北客人販去。而江北客人攜帶南來。則爲沙板錢。係鳳陽府・亳州並山東地方所鑄等語。

とあり、江南の私鑄錢は江北の商人が江北に販運し、江北の鳳陽府・亳州・山東等で私鑄された沙板錢は江北の商人が江南に販運して使用された。また諭旨第五一冊趙國麟、

雍正十三年七月初三日の條に

今訪有池州府屬銅陵縣之大通鎮等處。竟有棍徒私鑄小錢。販往湖廣・江西發賣。

とあり、池州府の大通鎮鑄造の私錢は湖廣・江西に運搬して發賣された。また諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十三年六月二十九日の條に

上江亳州并徽・寧・池・太等府屬。以及江西鄱陽湖等地方。每有私鑄小錢。販往別省售賣者。

と見え、亳州・徽州・江寧・池州・太平府屬から鄱陽湖で鑄造せられる私鑄錢はみな別省に運搬して售賣してゐる。蓋し私鑄の場所を隱蔽する必要から、このやうな方法をとつたものであらう。以上の諸例によつて、私錢は直隸・山東・江蘇・浙江・安徽・江西・湖廣・四川・貴州・雲南・廣東・廣西の諸省において奸徒によつて鑄造せられたことが判明する。ここで注意せられるのは、廣東・廣西を除き、みな揚子江や運河に沿つた地方において私鑄が行はれたことである。銅鉛や制錢入手の便不便にもよるが、銅錢や鉛錢は重いので、これを遠方に販運するには、水路を利用した方が便利であり、且つまた、官憲の捜査を免れる上からも、水路によつた方が、査挙せられる危険が少かつたからであらう。私錢の舟運については後述する。

(3) 錢局における私鑄錢

以上は奸徒による私錢鑄造について、述べたのであるが、鑄錢局においても多量の私錢が鑄造せられた。皇朝文獻通考卷一三、順治十年の條に

向來官爐夾帶私鑄。尤爲病國。犯者以枉法贓論罪。

とあり、鑄錢局における私鑄はすでに國初からあり、犯す者は枉法贓を以て處罰せられた。しかし、錢局の爐頭・工匠の私鑄は依然として行はれ、同書卷一四、康熙二十三年の條に

申定兩局（寶泉・寶源）爐役夾鑄私錢之禁。

とあり、康熙二十三年には、爐頭・工匠の私錢鑄造の禁令を申明してゐる。爾後なほ官局の私鑄が行はれたことは、以下の諸例が示す通りである。官局私鑄の銅錢は局私と稱せられた。皇朝續文獻通考卷二五、嘉慶二十五年の條に

近日江省寶蘇局所鑄官錢。銅少鉛多。而官銅偸鑄小樣錢。每錢一千不及四斤。民間號爲局私。

とあり、江蘇省寶蘇局私鑄の銅錢は局私といはれ、銅少く鉛が多く、而も重量は一千文で四斤にも及ばなかつた。局私については、盛康、皇朝經世文續編卷五九、鍾大焜「擬請改鑄輕錢議」に

鑄錢弊竇甚多。雖係官鑄。而局私仍難盡禁。局私者鑄錢局吏役。就局私鑄。原與制錢相等。惟較小耳。

と見える。すなはち局私は鑄錢局の吏役が工匠等と結托して私鑄した錢文で、制錢よりも輕小であつたことが分る。このやうな小錢の鑄造については、同書卷五八、成毅「專重制錢論」下に

鑄局工匠。偸減正額錢本。搭鑄夾砂小錢。民間謂之毛錢。

とあり、鑄錢局の工匠が正額の錢本を偸減し、砂等を混じて粗惡な小錢を鑄造した。これが民間では毛錢と稱せられた。毛錢については、皇朝續文獻通考卷二五、嘉慶十七年の條に

江蘇寶蘇局。近日所鑄錢文。多攙和沙子。錢質薄脆。擲地卽碎。

と見え、寶蘇局私鑄の毛錢は多く砂を混じたので、錢質が薄くて脆く、地に擲つと直ちに碎けるといふしろものであつた。

局私の鑄造には錢局の吏役・工匠のみならず、官員も關係してゐた。同書卷二三、乾隆五十九年の條に

小錢滋弊之由。究由於各省局員。將官錢私行減小。額外多鑄小錢。希圖贏餘肥囊。以致流行各省。日積日多。而雲貴四川。爲尤甚。

とあり、錢局の官員は額外に小錢を私鑄せしめ、懐を肥やさんとした。かかる傾向は雲南・四川・貴州省が最も甚だしかつたといふ。三省の私錢が湖廣に殺到した理由も首肯される。また、同書卷二四、嘉慶元年の條にも

不肖局員等。鼓鑄時。偸減銅觔。將輪廓收小。且以爲好缺。用所私之人。以致奸民因之。私鑄弊端百出。

とあり、官員が錢局を好缺となし、奸民とぐるになつて小錢を私鑄せしめたことを述べてゐる。ともかく錢局の工匠・爐頭・胥吏等は彼等を監督すべき官員と結托して相互に利益を計らうとした。同書卷二五、嘉慶二十五年の條に

寶蘇局監督協理各委員。得受陋規。每聞一卯。監督得陋規三百兩。協理得陋規二百兩。以致爐頭益無忌憚。

歴任藩司。未必全無見聞。特以因循姑息。流弊愈深。

とあり、寶蘇局では一卯を開鑄する毎に、鑪頭は監督に陋規三百兩、協理の各員に二百兩の陋規を贈つてゐた。これによつて爐頭は忌憚する所なく私鑄を行ふことが出來たのである。このやうな鑄錢局の官紀の腐敗によつて、官局からも多數の私錢が鑄造され、政府の通貨安定政策に大きな弊害をもたらした。

なほ錢局私鑄の原因は、鑄錢の料價が充分に支給されない所にもあつたやうである。同書卷二五、嘉慶二十一年の條に

寶泉局額給鑪頭料價。因物値增昂。不敷辦公。加恩著照所請。准其照雍正十二年以前舊價。每卯增復料錢一百四十七串六百文。……將局庫現存餘錢內。撥出錢十萬串。交蘆商生息。其增復料錢。卽以此項息錢給發。

とあり、爐頭は政府から一定額の料價を支給されるが、物價高でその定額では支辨することが出來なかつた。そこで嘉慶二十一年には局庫の餘錢十萬串を長蘆の鹽商に貸付けて利息を計り、この利息を以て料錢を增加してゐる。しかし、料價が增加されるまでは爐頭は自分の責任で料物を買整へて一定額の鑄錢を行はなければならぬとすれば、その不足額を補償するためには、どうしても私錢を鑄造しなければならなかつたであらう。

なほ鑄錢局では私錢が鑄造される機會が多かつた。清代鑄錢局では錢價が下落した時、鑄錢を停止したり、鑄錢額を減らすこともあつたが、また銅鉛の入手が思ふやうにならず、開店休業の狀態におかれることが屢々あつた。皇朝文獻通考卷一四、康熙二十三年の條に

寶源局每月分二卯鼓鑄。每卯需銅五萬觔。現在各關額解之銅。尙不無遲延尾欠。每年約止交局六十五萬八千餘觔。僅可供鑄六月有餘。其餘五月。匠役無事。各歸鄉村。安能保其不行私鑄。

とあり、康熙二十三年の頃、京師寶源局では每月二卯鑄錢する。每卯銅を五萬斤要するから、一年間には百二十萬斤の銅が必要であるが、各稅關から解送される銅は僅か六十五萬八千斤であつた。この銅では僅か六ヵ月餘りの用にしか足らず、後の五ヵ月間、匠役は仕事がなく、已むなく各自鄉村にかへる有樣であつた。仕事がなくては生計が立たないので、この開店休業の時期に私鑄が大いに行はれる公

算が大であつたらしい。皇朝續文獻通考卷二四、嘉慶元年の條に

各局匠役人等。世業其役。停鑄日久。伊等未免生計維艱。

と見える。錢局の匠役人等は、技術を必要とする所からであらう。その業を世襲した。鑄錢によつて生計を立ててゐたのであるから、鑄錢の停止が永く續けば、生活が困窮するのは當然であつた。

(4) 私鑄錢の對策とその成果

以上のやうな事情から、鑄錢局からも多額の私錢が鑄造され、民間に放出された。ともかく奸徒や鑄錢局で鑄造される私錢の額は莫大な額に上つたであらう。先にも述べたやうに、廣西省では制錢が來らず、殆んどすべてが私鑄錢であつた。また、皇朝文獻通考卷一五、雍正四年の條に

向來晉省民間所用。多係小錢。

とあり、雍正四年の頃、山西省でも殆んど民間では私鑄錢を使用してゐた。雍正時代、どれほどの私錢が民間に流通してゐたかは分らないが、盛康、皇朝經世文續編卷六〇、楊象濟「行鈔引議」に

今天下通行錢。公私各半。私鑄利多。而官錢費大。

とある。楊象濟は咸豐の進士であるから、この記事は清朝の末葉のことをいつたものである。清末にも制錢私錢相半ばすとあるから、相當額の私錢が存在したことが分る。私鑄は錢價や銅價、その他、諸種の條件によつて、民間に流通する量が異なることはいふまでもないが、それにしても、雍正時代には錢價が昂貴の狀態にあり、民間における銅錢需要の度は高かつたから、相當莫大な私錢が民間に流通してゐたことは間違ひない。ところが、私錢が横行すると、經濟界に大きな影響を與へる。皇朝文獻通考卷一四、康熙四十五年の條に

山東長山縣周村一帶。俱開爐私鑄。若不禁私鑄而鑄大錢。則大錢重小錢輕。必毀大錢。以鑄小錢。是大不利於地方矣。

とあり、私鑄錢を禁止せずして大錢を鑄造すれば、良貨は惡貨に驅逐されて姿を消してしまふ。その結果は、同書、康熙三十六年の條に

見用小錢者甚衆。所換之錢。亦多舊錢。兩局錢使用者

絶少。此實非益民之事。今歳田禾大有。而米價仍貴。詢之土人皆云。錢賤。所以米貴。

とあり、物價の騰貴を招來する。康熙三十六年は豐年であつたにも拘らず、米價が騰貴した。それは錢價が下落したためであつた。康熙三十六年から四十五年にかけて錢價が下落したが、私錢が横行して制錢が壅滯したためであつた。米價やその他の物價を平準にし、經濟界を安定することは獨裁君主として最も大きな關心事であつた。一つには軍人や官僚の生活を安定し、二つには叛亂の生起を防止することが出來るからである。そこで清朝でも歴代、私鑄錢の根絶には多大の努力と苦心とを重ねた。ことに雍正帝は官僚を激勵して私錢の絶滅を期した。諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十三年六月二十九日の條に

私鑄不除。錢法終弊。應極力査拏者。

とあり、雍正帝は江南總督趙弘恩に對して、私鑄を根絶しなければ錢法は成立しない。極力私鑄犯人を査拏せよと激勵してゐる。また諭旨第五七冊趙弘恩、雍正十二年二月十八日の條に、趙弘恩に對して雍正帝は

雜錢不宜驟禁。但嚴私鑄。毋使漏網爲要。

といひ、雜錢は驟かには禁止出來ないが、私鑄を嚴禁して漏網せしめないことが肝要であると戒めてゐる。かやうに雍正帝は私鑄の嚴禁を命ずるとともに、私錢の收買にも意を注いだ。しかし、私錢を收買する政策はあまり功を奏しなかつたらしい。皇朝文獻通考卷一五、雍正四年の條に

署山西巡撫伊都立疏言。民間行使私錢。應官爲收買。但地方官奉行不力。向無議處正條。年終報部時。並無起解。

とあり、地方官は私錢を收買しなくても、議處の條規がなかつたために、私錢の收買に努力しなかつた。そこで、同書に

定各官收禁私錢不力處分。

とあり、雍正四年には、官吏が私錢收買に努力しない時には、これを處分する條文を規定してゐる。しかし、この規定も實際にはあまり效果がなかつたであらう。官吏がむやみに私錢を收買すれば、民間には銅錢が缺乏して錢價が昂貴し、經濟界が動搖する。その結果に對しては官吏が責任を負はなければならない。結局は制錢が足らないから、私錢が横行する。制錢が增加しない限り、私錢を收買しても、

經濟界を攪亂するのが關の山である。かういつた事情から、官吏はあまり、積極的に私錢の收買には乘り出さなかつたのであらう。

さらに重要なことは、私錢流通の組織網が出來上つてをり、官吏の力ではそれを如何ともすることが出來なかつた。むしろ官吏自身がこの組織網のうちにはいつてゐたといふのが實情らしい。先に指摘したやうに、鑄錢局の監督は爐頭から每卯三百兩の陋規をうけて爐頭・工匠の私鑄を默認してゐたのである。私錢の流通にはルートが出來てゐた。奸徒の私錢は商人が私鑄の本地から販運したことは先に觸れた。なほ、皇朝文獻通考卷一五、雍正三年の條に

私鑄之錢。不能自用。必藉經紀爲之興販。鋪戶爲之攙和。而其錢始得流布。

とあり、私鑄錢は必ず經紀が興販をなし、鋪戶がこれを攙和して始めて流布するといつてゐる。また、賀長齡、皇朝經世文編卷五三、郭起元「廣鑄錢」に

姦人黠匠。私鑄鉛錫錢。販與市儈。雜用罔利。制錢七八。雜以私鑄二三。

と見える。すなはち、姦人や工匠も私錢を鑄造すれば、先づ市儈に販賣し、然る後に民間に流布した。また皇朝文獻通考卷一四、康熙三十六年の條に

至官船戶夾帶私錢。押運官知情者革職。不知者降三級調用。

とあり、官船戶も私鑄錢の運送に一役を買つてゐた。官船戶の私錢夾帶の禁令が遵守されなかつたことは、康熙四十七年に、申明されたことによつても明らかであらう。かやうに奸徒・工匠・經紀・鋪戶・運送者などが夫々密接な連繫のもとに私鑄錢が流布した。なほ官錢鋪がこれらの組織網に加はつてゐたことは、皇朝續文獻通考卷二五、咸豐三年の條に

官錢鋪散放兵餉。任意扣折。攙用小錢。

とあるによつて明らかであらう。これは咸豐三年の記事であるが、雍正時代においても同樣であらう。また胥・役もこの組織網に參加してゐた。同書卷二六、咸豐四年の條に

各部院及旗營給發公費兵餉。均有蠹吏奸役。私行抵換官錢等弊。尤爲官私混雜之害。

とあり、各部院や旗營で公費兵餉を支給するとき、胥役は私錢を官錢と交換して支給した。彼等の處には多くの私鑄

錢が保管されてゐたであらう。また同書卷二四、嘉慶元年の條に

不肖吏胥等。往往藉查繳小錢爲名。任意訛索。甚至暗中受賄。轉將私鑄私販之人賣放。

とあり、胥吏は私錢の查繳に名をかりて任意に訛索し、甚だしきに至つては、賄をうけて私鑄私販人を放任してゐる。また同書卷二六、咸豐四年の條に

至私鑄罪名。業經加重。仍恐差役等。有得錢賣放之弊。

とあれば、差役が賄賂をえて、私鑄を默認したことも事實あつたであらう。

以上述べたやうに、私錢は緊密な組織網によつて流布した。しかもそれは民間の強い要望に應へたものであつた。いかに政府が官吏を激勵叱咤して私錢を收買させようとしても限度があり、殆んど不可能であつた。社會に流通する制錢の絕對量が缺乏してゐたからである。それでは制錢を增鑄するために、雍正帝はいかなる處置をとつたであらうか。制錢增鑄の一方法として打ち出されたのが銅禁令である。

六　銅禁令

盛康、皇朝經世文續編卷六〇、周悅讓「駁鈔法議」に

銅禁之嚴。莫如憲廟。其時政事。無不令行禁止者。而銅禁竟不能行。況可必於今日乎。

とあり、銅禁令は雍正時代に最も嚴重に施行され、あらゆる方策が講ぜられたが、而も結局は遂に效を收めることが出來なかつたといつてゐる。中國では昔から、銅が足らないので歷代銅禁令を行つてゐる。清朝もすでに康熙十二年に銅禁令が頒布された。皇朝文獻通考卷一四、康熙十二年の條に

議行鑄造銅器之禁。時以銷錢作銅者多。九卿議定。民間市肆交易。除紅銅鍋及已成銅器不禁外。嗣後一應黃銅在五觔以下者。仍許造賣。其餘不得濫行鑄造。

とあり、五斤以上の黃銅の銅器を製造販賣することを禁止した。ただ既製銅器の使用は禁例外におかれた。當時は制錢を銷毀して銅器を製造する者が多かつたからである。從つて、同書には

定私銷制錢禁例。

とあり、制錢を私銷する禁例をも制定してゐる。また同書、康熙十八年の條には

行解送廢銅之令。奉上諭。今聞。錢法漸弛。鼓鑄滋弊。以致制錢日少。價直騰貴。……至部院衙門各處所有廢銅器皿。及廢紅衣大小銅礮。並直省所存廢銅礮。著盡行解部鼓鑄。

とあり、康熙十八年には廢銅を收買する令を發布してゐる。以上の例からも分るやうに康熙時代の銅禁令の目的は、奸徒が制錢を銷毀して銅器を製造するので、新たに五斤以上の黃銅の器皿を製造することを禁止すること、および鑄錢用の銅材が不足するので、廢銅を政府に收買すること、この二つにあつた。廢銅收買の令は後に銅價の昂貴に乘じて不肖の徒が却つて制錢を銷毀して轉賣する等の弊が生じ、且つ成績があまり香しくなかつたので、康熙五十八年に廢止された。（皇朝文獻通考卷一四）しかるに、皇朝文獻通考卷一五、雍正二年の條に

行收買舊銅之令。戶工二部議言。京局每年鑄錢四十卯。需銅甚多。見在辦銅之省。不能如期接濟。應照康熙五十五年之例。收買舊銅攙用。

とあり、雍正二年にはまた復活された。蓋し鑄錢銅材の需要が甚だ大であるに拘らず、辦銅各省の額銅が豫定の通り進捗しなかつたからである。辦銅の不振は長崎における銅輸出額の減少によるが、これについては後で述べる。舊銅收買の方法については、同書に引續き次の如く見えてゐる。

除遠僻之省載運維艱。毋庸知照。併不足六成之低銅。不准收買外。應令近京各省幷箚行順天府及京局監督。出示曉諭。毋論旗人民人。有願將舊器皿廢銅。運送到局者。不拘多寡。隨到隨收。

すなはち、京師から遠距離にある省は運搬が困難であるから實施せず、また銅色六割以下の低銅は除外する。舊銅收買令は近京の省分において實施し、旗人民人を論ぜず、いかなる少量のものも收買するにあつた。

更に雍正四年には嚴重な銅禁令が發布され、康熙の禁例を強化した。康熙の禁例では、五斤以下の銅器の製造が許され、既製の銅器の使用は許容されたが、雍正ではすべて禁止せられた。ただ紅白銅は禁例外にあり、黃銅製の樂器・天平・法馬・等子及び五斤以下の圓鏡は使用を許された。また京城內では、三品以上の官に限り、銅器を使用するを

許可する。その他の者は使用を禁止され、三年以内に官に交納しなければならない。三年をすぎて交納しなければ、禁物を私藏する律に照して處罰する。因みに雍正五年には、銅器の使用は一品官以上に限定された。

廢銅收買の區域も康熙では近京の省分に限られたが、雍正では全國に及んだ。江蘇・浙江・湖北・湖南・廣東・福建五省は京師兩局の鑄錢の辨銅を割り當てられてゐる。もし紅銅が足らない時には、收買の廢銅をもつて不足額に充當することを認める。また銅色六割以下の低銅をも收買する。安徽・江西・廣西・貴州の四省は辨銅省分ではないが、それぞれ、江蘇・廣東・湖廣省と接壤してゐるから、安徽・江西の廢銅は江蘇に歸し、廣西の廢銅は廣東に歸し、貴州の廢銅は湖廣に歸し、三省の委官をして收買して部に解送せしめる。雲南は現に鼓鑄してゐるから、收買した黃銅器は紅銅に混じて鑄錢する。直隷・山東の收買した廢銅は布政司に交納して京師の兩局に解送せしめる。山西・陝西は水路がなく、河南は半ばが陸運であり、運送費がかさむ。また四川には川江の險があり、解運が困難であるから、四省の廢銅はしばらく本省に留めておき、一二年の後、收買銅の多寡をみて、本省で開鑄せしめる。

なほ銅器は京城においては、旗人は本旗の佐領をして、漢人は五城御史をしてその收買を掌らしめた。（皇朝文獻通考一五）地方における銅器收買については、諭旨第三一冊田文鏡、雍正六年三月初四日の條に

復頒諭旨。著各省督撫。設立公所。於屬員中。揀擇廉謹老成之人。專司其事。在司庫。先撥數千金。以爲價値。將所買銅器觔兩。每年歲底奏聞。其所發價値。報部奏銷等因。欽此。

とあり、各省督撫をして、銅器收買の公所を設立せしめ、屬員中から廉謹老成の人を選んで掌らしめんとしてゐる。同書には續いて、河南省における收買の狀況を述べ

於省城。設立公所。動撥庫銀。遴委署理事同知事・內閣侍讀董自超。分別收買。其外府州縣。不便設立專員。卽令地方官動用正項。照部定價値。公平收買解省。

と見える。すなはち、省城には公所を設け、委署理事同知事董自超をして、庫銀を發して收買を行はしめた。外府州縣では、專員を設立するまでもないから、地方官をして正項を用ひ、部價に照して收買し、省城に解送せしめた。ま

た、諭旨第三冊孔毓珣、雍正六年八月初四日の條には

廣東収買銅器。省城設立公所。委糧驛道何師儉。專管其事。各州縣俱於司庫領銀。自行収買。按季彙解省城。

とあり、廣東でも省城には公所を設立し、糧驛道に委して収買を掌らしめた。各州縣では司庫銀を受領して収買を行ひ、季ごとに省城にまとめて解送せしめた。また、諭旨第一三冊常賚、雍正六年正月初八日の條に

飭布政司。發庫銀一千五百兩。遴委福州府通判。專管収買銅器。於省城設局。飭令估看成色。照依部價。隨到隨買。

とあり、福建省城では福州通判をして収買を掌らしめた。以上の諸例により、各省では省城に公所を設け、督撫の信頼する專任の有能廉謹の屬員をして銅器の収買を掌らしめ、外府州縣では專員を設けず州縣官をして管掌せしめたこと、その財源には司庫銀を使用し、収買した銅器は州縣から省城へ、省城から京師へ解送されたことが判明する。

なほ、政府では銅器の交納を勸奬するために、未納錢糧には銅器を抵納することを許した。皇朝文獻通考卷一五、雍正五年の條に

行各省舊欠錢糧折収銅器之令。戶部奉上諭。但恐各州縣與所設公所。有隔遠之處。交納未便。欲令民間以銅器抵作錢糧。著詳議具奏。

とあり、各州縣の公所と遠く隔ててゐる地方では交納が不便である。そこで銅器を州縣に交納して未納錢糧に抵充せしめたのである。また諭旨第五冊陳時夏、雍正五年十一月初六日の條に

臣意。更許民間將銅器抵完錢糧。照價給票。似亦便民之一法。而銅器更得多収矣。

とあり、陳時夏は銅器を錢糧として抵納せしむれば、さらに多くの銅器を収買出來ると上奏したが、これに對して雍正帝は

此說不可。若於一歲之內。各省皆収銅器。以抵錢糧。則兵餉官俸。一切國用。出自何項。

といひ、もし各省でみな銅器を錢糧として抵納すれば、兵餉・官俸その他一切の國用の財源が枯渴するとして反對してゐる。

ところで、銅器収買はあまり效果を収めることが出來なかつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正四年の條に諭旨をのせ

て

各省城銅器鋪內。仍用黃銅鑄造者甚多。此明係督撫不實力奉行。徒以告示虛文。掩飾而已。

とあり、銅器使用を嚴禁した後においても、各省城の銅器鋪では黃銅銅器を鑄造する者が甚だ多かつた。雍正帝の考へでは督撫が眞劍に奉行しないためであつた。諭旨第五八冊石麟、雍正五年十二月十八日の條にも

地方緊要公務。如收買銅器。以資鼓鑄一項。此我皇上軫念錢文爲民間日用之需。務使充裕。以便民用之至意。布政使高成齡自應上緊辦理。廣買銅器。核實定價。給發現銀。乃遲延不發。致屬員亦遲緩查收。自奉准部文之後。一年有餘。僅收買銅器八千七百餘斤。臣到任檄催。始現在給價。而各屬亦紛紛具領。則從前奉行不力。高成齡難辭其咎。

とあり、山西省でも布政使やその屬員が奉行せず、收買銅器は僅かにすぎなかつた。

銅器の收買が效を收めえなかつた一つの原因は、收買價が低きに失した點にある。收買價は每斤一錢一分九釐九毫であつた。商人が外省から收買送局したものは、每斤一錢五分、紅銅ならば一錢七分五釐を支給した（皇朝文獻通考卷一五雍正二年）。ところが、この紅銅每斤一錢七分五釐といふ値段は康熙六十年に決定されたもので、その後、銅價は昂貴し、雍正八年には每斤二錢にもなつてゐる。この値段は公定價であるから市價は更にこれを上廻つてゐたに違ひない。かやうに、收買價が低い上に、その支拂ひの時期も遲延した。諭旨第二〇冊蔣泂の條に

如禁止黃銅器皿。交官給價。自應查明定價給發。乃高成齡一任州縣呈詳。漠然不應。去年所繳銅觔。至今未經頒價。……奉法之民。已不免守候之累。

とあり、山西布政使高成齡は去年交納した銅器價を今年になるもなほ支給せず、民衆は守候の累を免れなかつた。このやうな事情から銅器の收買が進捗しなかつた。

また、諭旨第二一冊岳超龍、雍正七年九月初七日の條に

一品人員。每有己分家之兄弟子姪。亦皆託名藉口。公然濫用。甚而打造銅器之姦匠。亦復假借影射。以爲尙有一品之家。可以使用。製造私賣之弊。由此而生。

とあり、一品官のみは銅器の使用を許可されてゐた。その分家の兄弟子姪も名を託して公然と銅器を使用した。甚だ

しきに至つては姦商は一品官の家の銅器使用の恩典の蔭にかくれて銅器を製造私賣した。當時は煙袋や銅鍋は殆んど日常の必需品であつた。そこで先にも指摘したやうに、銅器を製造して販賣すれば數倍の利益があつた。姦商は各方面とわたりをつけて銅器を製造販賣した。また鑄錢局の工匠も先に述べたやうに、銅鉛の不足から半年近くも鑄錢を停止しなければならぬ場合があつた。生計を立てるためには私錢鑄造の外、利益の多い銅器の製造に先づ食指を向けたことであらう。彼等は鑄造の技術を心得てゐる外、銅の入手にも利便が多かつたからである。

ともかく、以上述べたごとく、社會の銅器に對する欲求は強かつたので、政府の一方的な一片の禁令によつて、銅器の使用を禁止しようとしても、殆んど不可能に近かつた。銅器の收買が成功しなかつたことがこれを示してゐる。のみならず、鑄造された制錢さへも銷毀されて銅器に化した。ここから制錢の流通が減少し、雍正時代には錢價が昂貴しつづけた。この錢價の昂貴を平減するためには、制錢の增鑄を行はなければならない。康熙の頃まで、制錢の鑄造は殆んどみな日本からの輸入銅に依存してゐた。しかるに正德五年（康熙五十四年）の新例によつて、長崎における中國向け輸出銅が大幅に制限されて以來、中國においては銅が拂底したらしい。これは銅價の騰貴がこれを示してゐる。康熙三年には、銅價は毎斤六分五釐であつたが、康熙十二年には七分、康熙二十五年には一錢、康熙五十七年には一錢四分五釐に値上げし、さらに、雍正八年には二錢にまで値上げしてゐる。（拙稿「康熙雍正時代における日清貿易」東洋史研究一六、四）

以上の銅價は公定價格であるから、市價は更にこれよりも騰貴したことはいふまでもない。當時市價は公定價よりも三割近く上廻つてゐた。（同上）このやうな事情から、中國においては、雲南を始め各地の銅山が次第に開發されて來るのであるが、しかし、雍正時代にはなほ政府の需要に應ずるだけの銅產がなかつた。日本からは銅の輸入額を大幅に制限され、國內の產額が僅少であるとすれば、制錢を增鑄するためには、民間の銅器を收買して使用するより外に方法がなかつた。雍正時代における銅禁令はかかる事情のもとに施行され、また強化されたのであつた。

七　銅　政

(1) 京師兩局の辦銅

制錢を增鑄するためには、銅の買入れを確保することが緊要である。清代制錢は各地で鑄造されたが、清朝政府が最も重視したのは、京師の寶泉局と寶源局とであつた。兩局使用の銅は先には各稅關に割當てて採買せしめ、後には內務府の商人に請負はせたが、康熙五十五年には、江蘇・浙江・安徽・江西・福建・湖北・湖南・廣東八省の督撫に命じて採買せしめることになつた。しかし、結局は各省督撫は皆江蘇・浙江において銅觔を採買せしめ、これを兩局に解送した。徒らに紛擾を增したのみで、銅觔解送の成績があがらなかつた。蓋し當時、江・浙つまり上海と寧波は、東洋銅すなはち日本銅が多量に輸入せられ、洋銅聚集の地區であつたからである。そこで、これまで八省が引請けてゐた兩局の額銅は、江蘇・浙江兩省をして辦解させることにした。江蘇は本省及び安徽・江西・福建・廣東五省の銅觔二百七十七萬二十斤を引請け、浙江は本省及び湖北・湖南三省の銅觔、百六十六萬三千二百斤を引請けた。その資金として豫め司庫の地丁銀を支給し、採買して兩局に解送せしめることとし、康熙六十一年から實施に移した。(皇朝文獻通考卷一四康熙六十年條)ところが、先にも觸れたやうに、正德の新例(康熙五十四年)以來、日本における銅輸出の制限に伴つて、中國に輸入される銅觔の額も減少した。皇朝文獻通考卷一五、雍正元年の條に

從前八省辦銅時。安徽・湖廣等省。於康熙六十年前。承辦之銅。至今尾欠未淸。恐有借詞故延之弊。

とあり、安徽・湖廣等の省が京局に解送すべき銅觔の未納額が相當に出來て來た。そこで、同書に

定積欠銅觔限期及江浙二省委員解銅之例。

とあり、雍正元年には積欠銅觔の限期を定め、もし限期に遲れた場合には處罰することにした。さらに同書には續いて

向來解官欠銅未交者。俱典史巡檢等員。職小任重。易至誤公。……今銅觔旣歸江・浙二省。總辦應行。令該督撫選賢能府佐家道殷實者。委令領解。

とあり、これまで銅觔の積欠が多くなつたのは、解銅官には、典史・巡檢等雜職微員があてられ、職務は重いが、官職が低く、職責を果たすことが出來なかつたためである。

そこで解銅官には、督撫をして有能な而も財力のある府佐を選んであてしめることにした。積欠銅の原因は、典史や巡檢が故さらに理由を揑造して解銅を遲らせたり、解送しなかつたことにもよるが、重要な原因は日本からの輸入銅が減少した所にあるやうである。同書卷一五、雍正二年の條には

從前各關差等辦銅時。係洋銅滇銅兼買。後爲商人承買。專取給於洋銅。歷年以來。東洋產銅有限。購辦不齊。遂多積欠。

と見える。そこで積欠銅額も增大した。同書卷一五、雍正二年、署江蘇巡撫何天培の上奏の一節に

今徹底淸查。有〔康熙〕六十一年銅八十四萬六千觔。係揑報起程。雍正元年。上下兩運內。尙該銅二百餘萬觔。至今未能辦到。

と見え、康熙六十一年分江蘇の辦解すべき銅觔のうち、八十四萬六千斤は起程したと揑報したものであり、雍正元年分上下兩運のうち、なほ二百餘萬斤も解送して居らない。その原因を尋ぬるに

細加訪聞。知東洋開採日久。銅礦日減。每年江浙二省銅商出洋者。不過三十六船。從前每船載銅九萬五千觔。近因採銅漸少。每船止得銅七萬五千觔。約收江南海關者。十八九船。合計可得銅一百三四十萬觔。止敷承辦一半之數。尙需一半。實屬無從採買。

とあり、日本では銅の產出が減少した。これまで江蘇・浙江兩省銅商人の日本に採買に行く船は三十六隻あつた。始めは每船銅九萬五千斤を積載したが、銅產が減少し、長崎入港の船隻が制限をうけたのみならず、採買の銅觔額も制限せられて次第に減少し、每船の積載額も減少して銅七萬五千斤となつた。いま江南海關で銅觔を收納する船は僅か十七八隻であるから、收銅數は百三四十萬斤である。これは承辦額數の半額にすぎず、なほ一半は採買するによしがないから、江蘇省は本省と江西・安徽三省の引請額百六十六萬三千二百斤は從來通り採買を引請けるが、福建・廣東兩省の額銅百十萬八千八百斤に對しては、兩省はそれぞれ海に面してゐるから、各省の責任で洋銅を採買させてもらひたいといふのが、何天培の意見であつた。この上奏は裁可せられ

議減江蘇辦五省銅額數。令福建・廣東承辦。

とあるやうに、雍正二年には、江蘇省の辦銅額數を減じ、福建・廣東兩省の額銅は兩省をして採買せしめることになつた。なほ同書に

　並定辦銅官逐年更換之例。

とあり、同年辦銅官は毎年交代せしめることになつた。蓋し移新掩舊の弊を防止するためであつた。

　ともかく、當時洋銅の採買は非常に困難であつた。どれだけの積欠があつたかといふに、同書卷一五、雍正二年、戶部侍郎托時の上奏の一節に

　從前八省分辦銅觔。曾拖欠一百一十餘萬觔。自歸江浙兩省至今。又已虧欠銅三百八十八萬餘觔。

とあり、八省分辦の時、積欠銅は百十一萬餘斤であつたが、江・浙總辦になつてから、積欠銅は三百八十八萬斤といふ額に上つてゐる。その原因は何かといふに、托時のいふ所によれば、前記の續きに

　皆由初次二次違限。不過止將承辦官降級留任。其原委上司。並未定有議處之例。

とあり、たとひ辦銅官は解送の期限を違へても、ただ承辦の官吏の官を降すだけで、その上司の官に處罰が及ばないからであるとして、上司の官も處罰すべきであると上奏した。そこで同年には

　申定辦銅逾限處分。

とあり、辦銅逾限の處分を申明し、さらに辦銅を委任した上司官も處分することにしてゐる。

　かやうに、雍正時代に入ると、辦銅の規定が煩瑣にしかも嚴重に制定せられるが、辦銅は益々困難になつた。同書卷一五、雍正二年の條に

　以辦銅洋船。皆係預領價銀。浙江先後已發銀六十餘萬兩。而銅觔解部者僅少。不獨銅期久誤。抑且銅價虛懸。

とあり、浙江における洋銅の採買成績も頗る香しくなく、銅觔の解送限期を誤り、解部の銅觔は僅少なるのみならず、銅觔の採買資金をも使ひこむ有樣であつた。そこで同書には

　議減浙江辦銅額數。令湖北・湖南承辦。……自雍正三年爲始。將浙江銅數分出二省。交與湖北・湖南承辦。每省仍各解寶泉局銅三十六萬五千四百二十三觔。寶源局銅十八萬八千九百七十七觔。浙江既止辦一省額銅。減數已多。令將累年積欠。全行完解。

とあり、浙江の辦銅額數を減じた。これまで浙江は本省の外、湖北・湖南兩省の額銅をも引請けて採買してゐたが、雍正三年からは兩省は夫々各自に採買することとし、浙江はただ本省の額銅五十五萬餘斤だけを採買することになつた。因みに湖北・湖南兩省は雲南銅を採買した。同書、雍正五年の條に

議轉運雲南銅觔。令江蘇・湖北・湖南收買。解交京局。……經戶部議。言……其湖北・湖南。以採買維艱。每逾定限。而江蘇則積欠滋多。正宜急爲變通。應將滇省餘銅。令該督動鹽務銀六萬兩收買。委員以一百餘萬觔運至漢口。以備湖北・湖南採辦之用。以一百餘萬觔運至鎭江。以備江蘇採辦之用。

とあり、湖北・湖南は採辦が困難であつたので、雲南餘銅百餘萬斤を漢口に運び、兩省採辦の用に供した。また江蘇も積欠が多かつたので、雲南餘銅百餘萬斤を鎭江に運び、採辦せしめた。

かやうに洋銅輸入が困難になるに伴つて、浙江はただ本省の額銅を、江蘇は本省の外、江西・安徽三省の額銅を採買し、湖北・湖南・福建・廣東はそれぞれ各自の責任において額銅を採辦した。しかるに、また三省の額銅を採買する江蘇でも採辦が困難になつた。諭旨第五冊陳時夏、雍正五年正月二十八日の條に

採辦銅斤一案。……以江蘇一省。而辦五省之銅。則有蘇州府同知趙光謨拖欠銅三百三十七萬餘斤之案。嗣又題減二省。以江蘇一省而辦三省之銅。則有蘇州府知府蔡永清拖欠銅一百一十六萬三千餘斤之案。至雍正四年。則係蘇州府知府温而遜承辦。現今不能依限辦解。

とあり、江蘇が五省の額銅を引請けてゐた時には、已に三百三十七萬斤の積欠を生じ、三省採辦になつて後もなほ百十六萬三千餘斤の積欠を生じた。期限通りに額銅を採買することは困難であつた。そこで、雍正九年に至り、江蘇の採辦額を減じ、江西・安徽兩省も各自にその額銅を採辦させることになつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正八年の條に

議減江蘇辦銅額數。令安徽・江西承辦。並定八省分辦洋銅滇銅之令。……自雍正九年爲始。將江蘇銅數。分出二省。交安徽・江西。遴選大員。領本省司庫銀。亦赴江南海關。募商採辦。嗣後八省仍各辦一省銅數。江蘇・安徽・江西・浙江・福建五省。分辦洋銅。湖北・

湖南・廣東三省。分辦滇銅。各依限如額起解。

と見える。結局、康熙五十五年の制のごとく、八省督撫の分辦に歸したわけである。ただ異るところは江蘇・安徽・江西・浙江・福建の五省は洋銅を採買し、湖北・湖南・廣東の三省は雲南銅を採買することになつたことである。ここに洋銅輸入額の減少に伴ひ、雲南銅開發の跡がみとめられる。

以上述べたやうに、京師兩局の辦銅方法は雍正時代においても度々變更された。それは一面から考へると、辦銅が非常に困難であつたことを物語つてゐる。しかし、京師には、多數の官吏や軍隊がゐる。その俸餉を支給するためには、一定額の制錢はどうしても鑄造しなければならない。この額銅を政府では八省に責任をもたせて採辦せしめた。ところで、この額銅は主として洋銅に依存した。しかるに、雍正時代はあたかも、日本では鑛山の坑道が深くなり、產銅額が減少し、輸出を制限した時代である。しかし、當時中國では產銅額が少く、制錢を鑄造するためには、どうしても洋銅に依存しなければならなかつた。ここに清朝としても、日本に對して恐怖と疑惑の念をいだきながらも、中國人の長崎出航を禁止することは出來なかつた。洋銅は清朝における制錢鑄造に對して重要な役割を果したのである。

なほ制錢を鑄造するためには銅の外に鉛が必要である。これまで制錢は銅六鉛四の割合で鑄造された。從つて相當量の鉛を確保しなければならなかつた。幸ひ鉛は中國內で相當の產出があつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正十二年の條に

定貴州辦解京局額鉛。停商人承辦之例。自京局改定銅鉛對鑄。每年增辦鉛至三百六十六萬觔。……〔戶工二部〕議言。貴州之蓮花・硃砂等廠。所產白鉛。歲不下四五百萬觔。各廠定價。每百觔。銀一兩三錢。較之商辦。實多節省。請自雍正十三年爲始。令貴州巡撫委員照額收買。分解戶工二局。

とあり、從來兩局使用の鉛は商人が引請けて納入した。しかるに銅鉛各半で鑄錢するやうになつてから、兩局使用の鉛は三百六十六萬斤にも達した。しかも商人納入の鉛價は高いので、遂に雍正十三年から貴州巡撫に命じ、貴州鉛を兩局に解送せしめることになつたのである。

(2) 洋銅の採買

・洋銅は主として中國商人が長崎に出航して輸入した。長崎貿易は正德五年（康熙五十四年）以來、中國商船の長崎入港數及び貿易額について制限が加へられ、入港許可者には信牌が與へられた（拙稿「康熙雍正時代における日清貿易」（東洋史研究一六ノ四））。雍正時代、長崎に入港した中國船數及び積戻船數は、長崎古今集覽によると、次の如くである。

雍正元年（享保 八 年）三十四隻
雍正二年（享保 九 年）十三隻
〃 三年（〃 十 年）三十隻外積戻一隻
〃 四年（〃 十一年）四十二隻內積戻一隻
〃 五年（〃 十二年）四十二隻外積戻一隻
〃 六年（〃 十三年）二十二隻
〃 七年（〃 十四年）三十一隻
〃 八年（〃 十五年）三十八隻
〃 九年（〃 十六年）三十八隻
〃 十年（〃 十七年）三十六隻
〃 十一年（〃 十八年）二十八隻積戻二隻
〃 十二年（〃 十九年）三十一隻
〃 十三年（〃 二十年）二十九隻外迎船一隻

皇朝文獻通考卷一五、雍正二年、署江蘇巡撫何天培の上奏中にも

毎年江浙二省銅商出洋者。不過三十六船。

とあり、毎年三十六隻ばかりの銅船が長崎に出航してゐる。日本側の史料とは必ずしも一致しないが、大體これ位の中國船が銅を輸入するために、長崎に行つたことは間違ひないであらう。なほこの外に、密航船があつたことも事實であるが、その數は判明しない。それでは、この頃、いかほどの洋銅が輸入せられてゐたのであらうか。皇朝文獻通考卷一五、康熙六十年の條に

議定八省承辦京局額銅。歸併江蘇・浙江二省辦解。九卿等議言。鼓鑄銅觔。惟需東洋條銅。而洋銅進口船隻。俱收江浙二海關。……江浙巡撫奏覆。江蘇辦本省及安徽・江西・福建・廣東五省銅數共二百七十七萬二千觔。……浙江辦本省及湖北・湖南三省銅數。共百六十六萬三千二百觔。

とあり、康熙六十年には八省が承辦してゐた京師兩局の洋

銅を江蘇・浙江兩省をして引請けさせることにした。兩省の引請額は合計四百四十三萬五千二百斤である。當時、京師の兩局では大體これ位の洋銅が必要であつた。しかるに、正德五年（康熙五十四年）の新例では、長崎における中國向けの銅觔は三百萬斤に制限されてゐたから、中國側で兩局需要の銅觔を全部調達しようとすれば、密買によらざるをえなかつたであらう。事實長崎及びその近海において銅觔の密賣買が行はれてゐた。（拙稿前掲論文）また長崎における中國向けの輸出銅額も實際には定額を下廻はるやうになつたらしい。そこで江蘇・浙江兩省の額銅も採買が甚だ困難であつた。先にも引用したが、皇朝文獻通考卷一五、雍正二年、署江蘇巡撫何天培の上奏の一節に

從前每船載銅九萬五千觔。近因採銅漸少。每船止得銅七萬五千觔。約收江南海關者十八九船。合計可得銅一百三四十萬觔。止敷承辦一半之數。實無從採買。

と見える。卽ち江南海關に收納するものは、十八九船分、百三四十萬斤であつた。この額は江蘇省の引請責任額の約半分にすぎない。京師兩局の額銅は浙江の海關でも百六十六萬餘斤を引請けてゐたから、江南海關の例からすれば、約半額の八十萬斤位の收納があつたであらう。江蘇・浙江では京師兩局で必要とする銅觔の約半額しか採買することが出來なくなつた。ここから次第に八省分辦になつたことは先に述べた通りである。

しかし、諭旨第四三冊李衛雍正十三年六月初四日の條に

各省之銅。悉取給於東洋商販

と見え、當時各省の辦銅はすべて洋銅に依存してゐた。雲南銅が相當出廻はるやうになつてから後も、商人は洋銅を採買することを希望した。諭旨第四七冊性桂、雍正七年六月三十日の條に

查商船回棹貨物。向例四分銅斤。六分係彼處海菜等貨。名曰包頭。客商止於銅斤。得獲利息。

とあり、雍正七年の頃、長崎出航の中國商人には、銅觔は彼等の輸入額の四割支給せられたが、それでも利益があつた。それは一つには日本銅の輸出價格が安かつたからである。この頃中國における公定銅價は百斤十四兩五錢であつた。然るに長崎における中國人向け賣銅價は百斤につき、十一兩四錢二分であつた。（泉屋叢考第九輯一二七頁）なほ市價は公定價より三割近くも上廻はつてゐたことは先にも指摘した。

運送費や諸雑費をも考慮しなければならぬが、ともかく、もし洋銅を闇に流せば相當な利益をえたであらう。

第二には洋銅の成色・斤兩が雲南銅に比べ、はるかに良好であつたことがあげられる。皇朝文獻通考卷一五、雍正八年の條に

近因江蘇以滇銅成色觔兩不足。已議全購洋銅。

とあり、江蘇では積欠を補ふために雲南銅を採買しようとしたが、雲南銅は成色觔兩が劣るので、全部洋銅を購入することにしてゐる。また同書、雍正九年の條にも

滇銅……或銅色不足。平秤稍輕。是以江浙辦員。但買洋銅。

とあり、江浙の辦銅員は雲南銅を敬遠して、洋銅を採買しようとしてゐる。洋銅の成色が良好であつたことは、同書、雍正九年の條に

向例洋銅作爲十成。廣條作爲九五成。塊銅蟹殼。作爲九成。勾配鼓鑄。

とあり、洋銅の成色を一〇〇%とすると、その他の銅は九五%・九〇%にすぎなかつた。さらにこれよりも成色の劣等な銅のあつたことは、同書に引續いて

請設立銅色對牌。以八成・八五・九成・九五・十成。分爲五牌。……除八成以下者不收外。八成以上者。俱照成色秤收。核算價値。

とあり、八〇%以下の劣惡な銅もあつたが、八〇%以上の銅を收買したことが分る。ところで雲南銅の成色については、同書卷一七、乾隆二十七年、雲南巡撫劉藻の上奏の一節に

向來滇省解京。俱係蟹殼。……其蟹殼一項。乃成色最高之礦。

とあり、雲南銅では蟹殼銅が成色の最も良好な銅であるから、九〇%のものが最高であつたことが分る。從つてこれよりも成色の惡い銅があつたわけである。

以上の事實からも、商人が雲南銅よりも洋銅を採買しようとした理由が判明するであらう。洋銅採買の商人は洋銅を輸入して利益をうるのみならず、生糸・絹織物・藥材・砂糖等を日本に輸出して利益をあげた。さらに政府からは洋銅採買のため、資金を豫め支給せられ優遇されてゐた。商人はこの優遇に馴れ、資金を流用して利息を計り、洋銅採買を行はぬものもあつた。皇朝文獻通考卷一五、雍正十

一年の條に

定査驗採辦洋銅之例。戶部議言。各省出洋辦銅商人。每因限期寬裕。將本年所領帑項。營運射利。新舊挪移。

とあり、洋銅採買商人は、洋銅交納の限期が寛やかなのに乘じ、受領した資金を他に流用し、運轉して利益を計つた。これがために、雍正十一年には、その取締りの法令を制定した。尤も諭旨第四〇冊李衛、雍正五年九月十九日の條に

江省額銅積欠至三四百萬餘觔。是皆博節省之虛名。置公事於不問。而國家正帑之所以貼誤者也。更有原任嘉興府知府吳永芳。起而效尤。乘機辦銅。將銀預給各商。於部定銅價中。扣剋短少。作爲節省。留存藩庫。在商人明知銅價不敷。或有貪其預先發銀。可以別項營運取利。亦有疲商光棍。因其扣剋部價。可以挾制圖賴。竟將銅本呑蝕花銷者。以致吳永芳所辦之銅。欠至八十三萬餘觔。

と見え、資金を商人に支給する際には、若干を扣剋して節省となし、藩庫に留存した。そこで商人は支給される銅價では足らないことを見越し、前貸し資金を營運して利益を計らうとした。疲商光棍もまた部價を扣剋するにより、いひがかりをつけ官吏を挾制して利を占めんとし、却つて買銅資金を侵蝕費銷するに至つた。これがもとになり、洋銅の積欠が多くなり、江蘇省では三四百萬斤といふ莫大な積欠が出來た。

一方、諭旨第八冊何天培、雍正元年九月初九日の條に

今據各商領價時。僉云。洋內產銅漸少。銅價漸昂。倭照有限。採辦維艱。不能遵照往例。務求增益價値。方肯具領。該承辦官再四酌議。每擔量加銀二錢。

とあり、商人は日本では產銅額が減少し、銅價が昂貴し、從來通りの公定價では採辦が困難であるといふ理由で値上げを要求した。政府側でもこれを認め、每百斤二錢を增加してゐる。實際公定價が低かつたことも事實である。そこで、諭旨第五一冊趙國麟、雍正十年五月初二日の條に

閩省採辦銅觔。向買洋商。現銅部價之外。尙須幫帖銀三千餘兩。雍正八年。上運銅觔。委糧儲道張廷枚承辦。當發部價四萬一百九十三兩零。又給公費項下幫帖銀三千五百兩。

とあり、福建省では洋商から銅を買ふ時、公定價の外に公費のうちから幫帖銀を加支してゐる。

かやうに、政府では洋銅を採買するために、あらゆる努力をした。雍正帝も洋銅を確保するためには違禁物貨の日本への積出しを默認し、禁例を犯して日本に渡航する僧侶をも許容した。（拙稿前掲論文）しかし、日本においては產銅額が減少するに伴つて、洋銅の採買は益々困難になつた。諭旨第五五冊郝玉麟、雍正十年十月十一日の條に

因近年彼國產銅不敷。多有上年倭照銅船在彼守候。必待其依次買足。方許本年倭照之船採買。

とあり、日本銅減產のため、中國船は長崎で長くまたされた。また諭旨第四三冊李衛、雍正十三年六月初四日の條に

近來東洋驅滯之船。多至四十餘隻。惟十一年間。臣奉命赴浙。查勘海塘時。陸續放歸。一十三船完銅。比舊稍可。今則回櫂之船愈遲。各省辦員。無不違限。致罹參罰。道府數年奔馳。仍至革職離任。嗣後更甚廢弛。

とあり、雍正末年には長崎で繫留し、買銅をまつ船が四十餘隻もあつた。また各省の辦銅官のうちには、銅船が回航せず辦銅の期限に違ひ、參罰をうける者も生じた。辦銅の責任者たる道員や知府も數年間各地に奔走するが、洋銅を採買するによしなく、免職される者も出るといふ有樣であつた。

諭旨第五五冊郝玉麟、雍正十年十月十一日の條に

閩省承辦銅觔。每年上下兩運。共該銅五十五萬四千三百九十九觔。例應先期輸委道府。前往蘇州。採辦洋銅交解。

とあり、福建省割當ての京局の額銅は、當時道員や知府が委任され、蘇州に赴き、洋銅を採買して京師に解送してゐた。しかるに、諭旨第五一冊趙國麟、雍正十年五月初二日の條に

因是年。蘇州無現銅可買。該道募商出洋採辦。以致有誤起解例限。奉文議處。

とあり、蘇州に洋銅を採買に赴いても、現銅がなく、道員は商人を召募して日本に出航せしめ採辦させねばならぬ狀態であつた。かういつたところから、洋銅採辦の限期がおくれるやうになつた。

ともかく、雍正末年には洋銅が次第に拂底してきた。そこで、皇朝文獻通考卷一五、雍正八年の條に

定廣東辦解滇銅之例。廣東總督郝玉麟奏言。廣東從前承辦洋銅。近緣洋銅竟不到粵。辦員俱領價赴滇。買回

毛銅至粤。鎔化成條。然後起運。

とあり、從來廣東省では、京師兩局の額銅は、洋銅を採買して解送してゐた。然るに、雍正八年の頃には廣東では洋銅を採買することが出來なくなつたので、遂に雲南銅を採辦して解送することになつた。また同書、雍正九年の條に

令江蘇・浙江兼辦滇銅。戶部議言。滇省每年產銅。除存留本省鼓鑄。及供湖北・湖南・廣東採辦外。尙有餘剩。可供江浙收買。……其安徽・江西・福建三省辦銅。本無節省一項。亦應聽其兼採滇銅。以補洋銅之不足。從之。

とあり、雍正九年には、江蘇・浙江・安徽・江西・福建などの省においても、雲南銅を採買せしめ、洋銅の不足を補はしめることになつた。かくして、雍正末年には、從來洋銅にのみ依存してゐた京師兩局では、滇洋兼辦によつて制錢を鑄造することになつたのである。洋銅の減少はここに國內銅鑛の開發を促し、雍正時代には殊に雲南の銅山がめざましい增產を見ることとなつた。かくて、乾隆三年には清朝政府は、京師兩局の辦銅採買の基本方針を、從來の洋銅依存から雲南銅依存にきりかへたのである。

(3) 雲南銅の採買

皇朝文獻通考卷一四、康熙四十四年の條に

議令雲南省城設立官銅店。時雲南廣開銅廠。總督貝和諾題定。按廠抽稅銅。每年變價。將課息銀報部。復請於額例抽納外。預發工本。收買餘銅。……發運省城。設立官銅店。賣給官商。以供各省承辦京局額銅之用。

とあり、康熙四十四年、雲南銅山では抽收した稅銅を變賣して銀に易へ部に報じた。抽收した殘りの餘銅も豫め工本を支給して收買し、これを省城に運搬し、省城に官銅店を設立して官商に賣給し、以て各省の京局額銅を承辦する用に供せしめた。一方、同書卷一五、雍正元年の條に

先是。雲南於康熙四十四年。奏開青龍・金釵等銅廠。嗣以銅產日旺。巡撫楊名時奏請。每年解京局銅一百萬觔。以供鼓鑄。

と見え、康熙四十四年に開いた青龍・金釵等の銅山の產銅が增大したので、間もなく、巡撫楊名時の奏請により、每年百萬斤の銅を京師兩局に解送して鼓鑄に供してゐる。しかし、同書には引續いて

經王大臣會同戶部議言。滇省採銅。漸次有效。與其解京多需脚費。不如卽留滇開鑄。其省城之雲南府及臨安府・大理府・霑益州四處。相近銅廠。轉運俱爲便易。各令其開局。

とあり、雍正元年には、雲南銅を京師に運送するには多くの運送費を要するので、これを現地に留め、雲南府・臨安府・大理府・霑益州の四處に鑄錢局を設置して鼓鑄せしめることになつた。

康熙の末年から雍正にかけて、雲南銅山が次第に開發されて來たが、雲南は邊疆未開の地にあり、交通が不便なため、運送費がかさみ、採買しても採算が立たなかつたらしい。例へば賀長齡、皇朝經世文編卷五二、王太岳「銅政議」下に

閩・浙・湖北及江南・江西。舊買銅價。每百觔價皆十七兩五錢。而滇銅價止十一兩。較少六兩五錢。……其運費雜支。每銅百觔例銷之銀。亦且五六兩。合之買價。常有十六七兩。其視洋銅之價。未見大有多寡。加以各路運官貼費目一二千至五六千。則已與洋銅等價矣。以此相權。滇銅實不如洋銅之便。

とあり、洋銅價は福建・浙江・湖北・江南・江西等で、每百斤十七兩五錢である。雲南銅は現地で十一兩であるから六兩五錢安い。しかし、雲南銅を江南・浙江等に運ぶに、運送費・雜費、每百斤五六兩を要する。これを銅價と合すると十六七兩になる。更に各路運官の貼費が一二千から五六千を要するから、雲南銅價は上記の地方では、洋銅價と等しく、或ひはそれ以上になる。ところで先に述べたやうに雲南銅は成色が劣り、斤兩が少いので、商人はむしろ洋銅を希望し、雲南銅はかへりみられなかつた。

しかし洋銅の輸入が減少すると、採買の眼が自然雲南銅に向けられ、雲南銅山の開發が進捗した。雲南において制錢を鑄造し、各地に運搬したことはすでに述べた通りである。もつとも諭旨第六冊布蘭泰、雍正四年四月二十六日の條に

滇省又現在開鑛鼓鑄。亦屬購買維難。

とあり、雍正四年の頃は雲南で鼓鑄を始めたために、外省に賣り出すだけの餘分の銅はあまりなかつたらしい。ところが皇朝文獻通考卷一五、雍正五年の條には

雲南總督鄂爾泰奏言。滇省自增開湯丹等廠以來。採銅

有效。已於上年題定額課。見在礦產增盛。除供本省鼓鑄一百餘萬觔外。核算雍正五年分銅觔。可餘二百數十萬觔。……以一百餘萬觔。運至漢口。以備湖北・湖南採辦之用。以一百餘萬觔。運至鎭江。以備江蘇採辦之用。

とあり、雍正五年には、本省の鼓鑄分百萬斤の外、二百數十萬斤の銅が餘ることになつた。そこで百餘萬斤を漢口に運び、湖北・湖南の採辦の用に供し、百餘萬斤を鎭江に運び、江蘇採辦の用に供してゐる。つまり、雍正五年には三百數十萬斤の銅が生產せられたのである。また諭旨第二七冊鄂爾泰、雍正七年十一月初七日の條に

至各廠銅觔。雍正六年分。止辦獲二百七十餘萬者。緣夏秋之間。時氣盛行。廠地尤甚。廠丁難以存住。故銅數大減。今歲天氣甚正。各廠興旺。糧道黃士傑。復能盡心努力。現據報春秋夏三季。已辦獲銅二百四十萬。目下冬季三月。正出銅之時。只須接濟工本。不誤採煎。實可辦銅一百六七十萬。是七年分銅觔。仍可辦獲四百萬之數。

とあり、雍正六年は、夏秋暑氣が甚だしく、廠丁が廠地に留住しがたく、產銅が減少し、二百七十餘萬斤になつた。しかし、翌七年には、春秋夏三季だけですでに二百四十萬の銅を採取した。冬期は採銅に最も適した時節であるから、四百萬斤はうることが出來るであらうと、鄂爾泰は上奏してゐる。かやうに、生產の增大に伴ひ、雲南銅は各地に發運された。同書には續いて

其湖北銅運。因該省願買滇銅。臣現在發運一百餘萬。至永寧。水路聽其收領。湖南・廣東。俱委員差役。赴滇買銅。臣俱令糧道。如數發賣。竝些少減價。以恤遠來。

とあり、雍正七年にも、湖北に銅百萬斤を發運し、また湖南・廣東にも發賣してゐる。また雍正八年には、廣東に洋銅が來なくなつたために、廣東引請けの京師兩局の額銅は、雲南銅を採買することになつたことは、先に述べた通りである。

雲南銅の外省發賣に伴ひ、交通路が整備されたことは注目に値ひする。例へば、諭旨第二七冊鄂爾泰、雍正七年二月二十四日の條に

查自滇至粵。原有河道。雖因盤灘險阻。不能直達省會。

然自臨安府屬之阿迷州。有燕磁硐河流一道。可直達大河。自燕磁洞疏鑿。可以通八達汛。而臨安屬之箇舊金鈔坡等銅廠。離燕磁洞不過百里餘。自省城水路抵晋寧。起岸至彼。亦不過三百里。既與廠地相近。運發銅觔甚易。又離鑄局不遠。盤運錢文。復可省脚價。似此便宜水道。所應急爲開修者也。

とあり、鄂爾泰は臨安府阿迷州附近の水路を開修すべきことを述べ、更に續いて

臣早行令各州縣。造麻陽鰍船數隻。先爲試演。併令糧道發銀。交給委員。前往興工。並令沿河州縣官。照界分辦。其自八達至黃土一帶河路。咨會廣西撫臣。委員會勘。務期開通。一俟告竣。則阿迷至粤。可以安穩行舟。往來商賈。有千百年之便利矣。

とあり、雲南から廣西にわたる水路は、廣西撫臣とはかつて開通したい旨を上奏した。この上奏は裁可されて、水路は開濬された。諭旨第10冊傅泰、雍正七年八月初六日の條に

粤東去雲南尙近。今雲南又開濬水道。廣東若於滇省採買銅觔。由廣西而下。所費水脚無多。

とあり、雲南の水道が開濬されたので、廣東省がもし雲南から銅を採買し、廣西から水路によつて下運すれば、費す所の運送費は多くかからないといつてゐる。因みに同書には續いて

滇省客銅。每擕至廣西百色地方發賣。

とあるやうに、雲南の客銅は廣西の百色地方に運んで發賣された。しかし、雲南銅の採買は餘程難澁したらしい。諭旨第五五冊郝玉麟、雍正八年三月十一日の條に

福建・廣東。於雍正三年。仍舊採辦。是時廣東舖家。尙有存貯銅斤可買。繼後歷年承辦之員。每罹參罰。俱赴雲南買運。萬里程途。往回躭擱。必經七八月。始到廣東。若從廣西以至滇粤接攘之百色。春夏多瘴。人不能行。必俟霜降後。方可往來。江河險阻。夫馬舟船之費。不可勝計。買回毛銅。又須鎔化成條。工匠炭火兼之。折耗在在皆須賠墊。部價銅斤。每擔一十四兩。加入一切雜費。儘力節省。每擔必需十八九兩至二十兩不等。每運賠墊之數。不下一萬餘兩。且自萬里買回。勢不能依限解赴。處分卽至。

とあり、廣東から雲南に赴き銅を採買するには往復七八箇

月を要する。經由の百色地方は春夏の候には瘴氣が多く、人は行くことが出來ないので、霜降の後をまつて往來しなければならない。また夫馬・舟船の費、毛銅成條の費が多く、部價を以てしては到底足らず、毎運採辦官は一萬餘兩自腹を切らなければならぬといつてゐる。かやうに、雲南銅の採買は圓滑には行はれなかつた。しかし、雲南・廣西・廣東を結ぶ水路が開濬されたことは注目してよい。嘉慶時代、雲南銅と廣東鹽とのバーターが行はれるのもこの水路によつたのである。（鹽法議略卷二）

一方、乾隆時代には雲南銅が千數百萬斤といふ生産額を示し、京師兩局の辨銅方針が、洋銅依存から雲南銅依存にきりかへられた。これがため、多額の雲南銅が四川の永寧まで運び出され、ここから船によつて揚子江・運河を經由して京師に運ばれ、尋甸・東川の二路が開鑿されることになつた。かくて雲南銅は南北の交通路によつて、外省に般運され、益々雲南銅山の開發を刺戟し、未曾有の銅産ブームを現出するが、それは乾隆時代のことに屬する。雍正時代はその準備時代であつたのである。

(4) 銅山の開發と雍正帝

皇朝文獻通考卷一四、康熙十四年の條に

雲南・貴州・湖南・四川・廣西・廣東等處。並饒礦産。而滇之紅銅。及黔楚之鉛。粤東之點錫。尤其上供京局者也。

とあり、雲南・貴州・湖南・四川・廣西・廣東等の省には鑛産物が多く、ことに雲南の紅銅、湖南・貴州の鉛、廣東の錫は京局に解送された。錫の解送は乾隆時代になつてからのことに屬するが、ともかく、これらの省の鑛山は、康熙から雍正・乾隆時代にかけて開發された。とくに洋銅の輸入が減少してから銅山の開發にはめざましいものがあつた。しかし、雍正帝は鑛山の開發に對しては無條件に賛成したのではなかつた。諭旨第三五冊焦祈年、雍正九年六月二十九日の條、焦祈年の上奏に對する雍正帝の硃批に

粤東礦廠。除嚴禁之外。無二議也。實力訪察禁約。毋懈。……該省之不宜開採。蓋緣米價昂貴。盜案每繁之故。不然何疎於湖廣廣西。而嚴於粤東耶。將此意隨便。令粤省官民知之。

とあり、廣東礦廠の開採を嚴禁して、許可しないのは、現在廣東では米價が騰貴し、盜案が多いからであるといつてゐる。また諭旨第一九冊王士俊、雍正六年十二月十日、王士俊の上奏に對しても、雍正帝は次のやうにいつてゐる。

粵東開採一事。言之者甚衆。朕殊不以爲然。蓋緣粵省不比滇黔。一者民俗善盜。二者米穀不敷。開採雖獲礦砂之利。然寒不堪衣。饑不堪食。而聚集數十萬不耕之人。於荒山窮谷之中。其害不獨有悞農業而已也。縱云窮黎餬口資藉。終非養民之上策。

すなはち、廣東省銅礦開採のことをいふ者は多いが、雲南や貴州省に比べることは出來ない。一つには廣東は盜賊が多く、二つには米穀が足らないからである。開採によつて、礦利はうることは出來るが、寒くても衣るをえず、饑えても食ふに堪えない。無數の不耕の人を荒山窮谷に聚集すれば、農業を妨げるだけに止らない。たとひ窮民は口に餬することは出來ても、終局には養民の上策ではないと。また諭旨第五二冊楊永斌、雍正九年五月十二日、楊永斌の上奏に對しても、雍正帝は

若開礦一事。粵東斷不可行。惟以嚴禁爲是。非可將順民情者。王士俊日前奏請開採。經朕再四諭旨。未知曾向汝道及否。此數節係粵省緊要大端。皆朕素所洞悉。先以諭汝。

といひ、廣東の開礦は斷じて行ふべからずとなし、これは廣東緊要の大端であると諭してゐる。また諭旨第五五冊郝玉麟、雍正八年五月十一日、郝玉麟の上奏に對しても、雍正帝は

總之。粵東開採一事。萬不可行。惟宜嚴禁。稍若奉行不力。卽爲溺職也。朕頗風聞。文官每欲借此圖利。武員因不便破面查拏。此語未審確否。

といひ、廣東開礦は嚴禁すべしとなし、もし奉行力めざる者は溺職となすときめつけてゐる。また風聞する所によれば、廣東開礦により、文官が利益を計らんとするため、武官の査拏に不便であるともつけ加へてゐる。

上述の記事からも分るやうに、雍正帝が最も懼れたのは米價の騰貴である。礦山を開發すれば、多數の勞働者、とくに匪徒が集つて來る。諭旨第五四冊邁柱、雍正七年九月十七日の條に

臣思。銅礦一開。不肖匪徒。蜂屯蟻聚。恐致別生事端。

且楚南之礦。時有時無。烏合之衆。易聚難散。

とあり、遏柱はひとたび銅山を開發すれば、不肖の匪徒が集り來り、事端を生じ易いといつてゐる。人口が急增すれば、物價ことに米價が騰貴する。米價が騰貴すると官吏や軍人が困窮するのみならず、經濟界が動搖して社會も動搖する。米價の騰貴がきつかけとなつて、叛亂が生じ易い。そこで雍正帝は米價の騰貴するやうな事態に對してはとくに警戒した。諭旨第二五冊鄂爾泰、雍正四年十二月二十一日の條に

東川礦廠頗多。前川省未開。亦以米糧艱難之故。……此外如革樹等廠。凡十餘處。待米糧足用。通行開採。

とあり、鄂爾泰は四川省には礦山が多いが、未だ開採しなかつたのは米糧が足らなかつたからである。革樹など十餘の礦山も米糧が用いるに足るやうになつてから、開採したいといつてゐるが、雍正帝の意を察したものであらう。また諭旨第二五冊鄂爾泰、雍正五年正月二十五日の條にも

至於黔省產銅。原不止威寧一府。……但開採礦廠。動聚千萬人。油米等項。定須預籌。若少不接濟。則商無多息。民累貴食。一旦封閉。而衆無所歸。則結夥爲盜。入寨爲姦。……據臣愚見。必先開墾田畝。多積稻糧。則油米價賤。開採不難。

とあり、鄂爾泰は貴州省の銅山を開發するには、先づ開墾を行ひ、米糧を積貯し、油米價が賤しくなつた後に行はうといつてゐるが、雍正帝はこれに對して

便價賤聚集人衆。亦當詳審而爲之。

といふ硃批を加へてゐる。かやうに、雍正帝は礦山の開發により、米價が騰貴することを最も懼れた。ところが、諭旨第五六冊鄂彌達、雍正十三年三月十五日の條に

粵東一年所收之穀。不足供本省半年之食。

とあり、廣東省一歲の收穫米糧は、本省半年の糧食に供するにも足らなかつた。雍正帝が廣東省の礦山の開發を許さなかつた一つの理由はこの點にあつた。

第二の理由は、廣東省には盜案が多いことである。盜賊が多ければ礦山を開くと、盜賊が礦山に集り事端を生じ易い。雍正帝の最も警戒したものは叛亂の勃發である。米價の騰貴を懼れたのも、結局は叛亂の勃發をおそれる心とつながるものである。叛亂が勃發すれば、社會が動搖して、天子の獨裁權にひびが入る。そこで雍正帝は叛亂勃發の危

險のある礦山の開發には極力警戒した。諭旨第五四冊邁柱、雍正九年二月初六日の條に

目今黔省稿坪兇苗不法。准到雲貴督臣鄂爾泰咨會。派兵協勦。又黔省古川苗寨。尚在用兵。臣愚以爲。湖南接壤貴州。開礦（湖南醴陵桂東等十二州縣礦山）似宜暫停。

とあり、貴州省では苗族が叛亂を起してゐたため、貴州と接壤する湖南の礦山開發を中止してゐる。また諭旨第五九冊黃廷桂、雍正七年十一月十六日、黃廷桂が上奏して四川金竹坪等の處の鑛山の開發を請ひたるに對し、雍正帝は

雷波・黃螂一帶地方。與新撫涼山諸夷。壤嚙交錯。第宜示以鎭靜。胡可興啓利端。若聽民開採。各處流亡無藉之徒。勢必羣相趨赴。萬一釀生事故。所關匪淺。汝其會同憲德。速將金竹坪・白臙山等處。凡出產銅鉛礦廠。槩行封禁。嚴加防範。稍有奉行不力。脫至紛紜。黃廷桂・憲德之身家性命。未足以償厥辜也。

といつて、封禁を命じてゐる。すなはち、雷波・黃螂一帶の地方は、新たに招撫した諸夷と土地が交錯してをり、鎭靜にしておくべきである。もし礦山の開採を許さば、各處から流亡無藉の徒が集り來り、事端を生じ易いから、嚴に封禁を行ひ、防範を加ふべきである。もし奉行力めず、事端を生ずれば、黃廷桂・憲德の生命財產を以てするも、その辜を償ふには足らないと嚴諭してゐる。かやうに、雍正帝は社會に混亂を惹起する危險のある地方に對しては、たとひ、礦脈の豐富な鑛山があつても、開發を許さなかつた。雍正帝が廣東省の礦山の開採に極力反對した第二の理由はこの點に存したのである。制錢を鑄造するために、銅鉛が必要であり、これが採買のために苦慮してゐたことは雍正帝は百も承知の筈である。この雍正帝にして銅鉛の不足と社會の混亂とを天秤にかけると、やはり社會の混亂の方が、雍正帝にはこはかつたのである。蓋し、社會の混亂は直接天子の獨裁權に大きな影響を與へるからであつた。

(5) 礦　徒

湖南・廣東・廣西等西南諸省には豐富な礦脈があつたが、雍正帝は上述のやうな理由から容易に開採を許さなかつた。そこで窮民や無籍の徒が礦山に集り、禁例を犯して盜掘した。これが礦徒といはれる。諭旨第三五冊焦祈年、雍正九

年六月二十九日の條に

廣東各處山場。歴有礦徒。聚族私挖。屢奉諭旨査禁。

とあり、廣東各處の山場には礦徒が集り、私掘してゐた。また諭旨第四冊石禮哈、雍正五年閏三月初十日の條には

臣向在貴州。聞廣西南丹州地方。內有礦廠。積匿礦徒甚多。……自明季至今。約有十餘萬人。盤踞在內。地方文武。無計解散。

と見える。すなはち、聞く所によれば、廣西南丹州には、明季以來、今に至るまで礦徒が多く、約十餘萬人が內に盤踞し、地方文武官は解散させようにも、方法がないと、石禮哈は上奏してゐる。また諭旨第二四冊田畯の條にも

南丹土州地方。舊有錫礦。間出銀砂。自明時開採。以至於今。係湖廣・江西及本地人偸挖。

とあり、廣西の南丹土州地方には錫礦があり、明代開採されてから今に至るまで、湖廣・江西及び本地人が盜掘を行つてゐる。この田畯の上奏に對する雍正帝の硃批には

朕向聞。此地聚集有數萬之衆。皆四方匪類。聚時雖如此之多。至秋盡冬初。獲利散歸。人言率如此。然知之未確。

とあり、聞く所によれば、南丹土州には四方數萬の匪類が集る。集つた時にはこのやうに多いが、秋の末冬初になると、利をえて散歸するといふが、確かなことは不明であるといつてゐる。しかし同書、田畯の上奏には

南丹土州礦廠。……示諭礦徒人等。作速散歸。不許逗留。礦徒及買賣人併婦女約二萬。咸遵法紀。於九月內。盡行散去。其井口房屋。自行燒燬。

とあり、南丹土州には、礦徒や商人並びに婦女二萬人がをり、これを盡く散去せしめたといつてゐる。數字には誇張があるかもしれぬが、南丹土州には各地から匪類等が集つて盜掘し、その礦徒をあてこんだ商人婦女を合はせると、相當な數に上つたことは間違ひない。また諭旨第五六冊鄂彌達、雍正九年二月初十日の條には

粵東山海交錯。素多盜匪。……甚至百十成羣。私挖山礦。一經官弁查拏。輒行拒捕。致傷兵役。其有嗜利惡徒。爭攘私礦。竟成仇敵。命盜多由此起。

とあり、廣東では盜匪が多いが、彼等は羣を成して礦山を盜掘した。官弁の查拏をうけると拒捕を行ひ兵役を殺傷した。また彼等は礦山の繩張りを爭つては相互に仇敵となり、

これがために廣東では命案盜案が多いといつてゐる。また諭旨第三七冊李萬倉の上奏には

海豐縣屬礦徒。各裹紅巾。攻劫梅隴墟市五十餘家。屠戮甚慘。更擄人口押挑。劫贓歸山。

とあり、廣東海豐縣の礦徒は梅隴墟市の人家五十餘家を攻劫し、殺戮を行ひ、人質を捕へて贓物を脅取しようとしてゐる。

なほ礦徒は湖南・廣東・廣西・貴州省などの諸省を屢々移動した。諭旨第三七冊李萬倉の上奏に

廣東舊有礦徒。因惠州等處。嚴禁偸挖。此輩蟻聚無業。一聞湖廣桂東桂陽刨試礦砂之信。蜂聚蟻行。接踵而往。桂東一縣。約有二三千人。散住於寨前大塘等處。守候日久。至於典衣餬口。或有偸竊度日者。今桂東已不准開採。恐此種無賴之人。不能復歸故土。流散楚地。衣食缺乏。以致別生事端。

とあり、廣東惠州にはもと礦徒がゐたが、盜掘を嚴禁したので、彼等は湖廣の桂東・桂陽で礦山を開採する噂を聞くや、大擧して移動した。桂東一縣だけでも二三千人の礦徒が流入して開採の日を待つてゐる。中には衣服を質に入れて口に餬し、或ひは竊盜をして日を渡る者がある。しかるに桂東の開採は許可にならなかつた。これら無賴の徒は鄉里にも歸らない。湖廣に流散し、衣食が缺乏すれば、或ひは事端を生ずるかもしれぬといつてゐる。礦山の盜掘は嚴禁されてゐたので、礦徒は礦山開採の流言でも聞けば、大擧移動する場合が屢々あつた。ところが、礦徒の集團移動は、流民の流亡と大差がない。生計に窮すれば、不法の擧に出ることは先に述べた通りである。そこで礦徒の越境移動は禁止された。諭旨第三五冊焦祈年、雍正九年六月二十九日の條に

訪聞惠州府和平縣。有礦徒八十餘人。欲往湖廣之桂東縣刨礦。臣以聚衆越境。恐滋事端。當卽咨會督撫。竝飭該地方文武嚴查。分別發落押解管束。

とあり、惠州府の礦徒八十餘人が湖廣桂東に移動せんとするや、これを禁止してゐる。礦徒の移動を禁止した事例は雍正硃批諭旨には諸處に散見してゐる。

かやうに、礦徒は社會の治安を紊す危險な存在であつた。政府の彈壓が弱體化し、もしくは蹶起の機會が與へられれば、一觸卽發、直ちにたつて叛亂を起しかねまじき情勢に

あつた。雍正帝が憂慮したのも全くこの點にあつたのである。

礦徒は最初は烏合の衆であつたかもしれないが、次第に組織が作られて來たらしい。諭旨第二四冊田畯の上奏に

臣細訪。礦厰之弊。富者出資本以圖利。貧者賴傭工以度日。惟利是圖。不敢擾民滋事。

とあり、礦山の盜掘には、富者が資本を出し、貧者が傭工した。また諭旨第三七冊李萬倉の上奏中に

至有該地強丁巨族以及紳衿毫棍。接濟糧食。仍縱偷挖。朋比爲匪。

とあり、地方の豪族や紳衿・毫棍は礦徒に糧食を支給して盜掘に資し、朋比して匪をなすと見える。かやうに礦徒には、背景に富人・豪族・紳衿・毫棍などがあり、經濟的な援助をなして盜掘を行はしめ、その利益を吸收しようとしたのである。また諭旨第八冊李紱、雍正二年八月初四日の條に

梅崗宿塘等處。礦徒粱老二聚集多人。汛兵子弟。亦往附合。勢難防緝。

とあり、廣東梅崗汛などの處では汛兵の子弟が、礦徒に附合してゐた。これがために防緝が困難であつたといふ。緝捕しようとすれば直ちに情報が礦徒につつぬけに聞えたからであらう。なほ諭旨第三六冊王柔の上奏中には

郴州桂陽。雖開採黑白二鉛。而其餘封閉者尚多。人跡罕到之區。率姦棍勾通蠹役。強霸偷挖。

とあり、郴州桂陽では姦棍が、役所の蠹役と勾通して礦山を霸占して、盜掘を行つてゐる。廣東では官吏が礦徒と結托して利益を計らんとしたことは先に述べたが、なほ諭旨第一〇冊傅泰、雍正七年八月初六日の條にも

惠州府屬。向有礦徒。私挖銅觔。從前原賣與本省及別省辦銅官。湊同解部。自去年督臣孔毓珣。將辦銅之糧驛道何師儉。糾參之後。辦銅官不敢赴買。而收銅客商。遂將銅觔私行藏匿。不敢出售。

と見える。すなはち廣東惠州府の礦徒は銅觔を盜採して、これまで本省や別省の辦銅官に販賣してゐた。ところが、總督孔毓珣が辦銅の糧驛道何師儉を糾參してから後には、辦銅官は赴買しなくなつた。そこで收銅の商人は銅觔を藏匿して出賣しなくなつたといふ。この記事からも判明するやうに、礦徒は官吏や商人とも連繫を保つてゐた。かやう

に、礦徒はあらゆる階層の者と緊密な連絡をとつて、盜掘を行ひ、また販賣をも行つてゐた。銅器や私錢を盜鑄した奸商奸徒や工匠とも連絡があつたことは疑ひないであらう。

なほ注目すべきことは、諭旨第八冊李紱、雍正二年八月初四日李紱の上奏に對する雍正帝の硃批に

礦沙之利。窮民私採。猶當禁止。何況明目張膽而行之者。此中利害。朕深知之。今既聚衆。自立頭目。是斷不可一日姑容。少寬禁捕者也。

とあり、礦徒には頭目があつたことである。また諭旨第四八冊阿克敦、雍正五年三月二十二日の條にも

臣到任後。卽嚴飭文武。率兵搜捕。隨據肇慶協副將李斯援。差委弁目。擒獲礦犯總理潘十八・大旗手譚六等十四名。暨旗鎗各械。

とあり、廣東芋莢山の礦徒には總理・大旗手等の名が見え、礦徒が頭目たる總理潘十八のもとに組織化されてゐたことが判る。同書には、更に潘十八等の礦徒について、次のやうに述べてゐる。

廣西梧州府蒼梧縣之芋莢山。界連懷集・賀二縣。幷廣東肇慶府之開建・封川等處。山路險峻。出產礦砂。上年姦民李亞展・潘十八等。招集夥黨。攜帶器械。占住山口。跟隨者不下千餘人。官兵屢次驅逐。而礦徒出沒無常。

すなはち、廣西の芋莢山は懷集・賀二縣や廣東肇慶府の開建・封川等の處と界を接し、山路が險峻であり、礦砂を產出する。そこで姦民潘十八・李亞展等は夥黨千餘人を集めて武裝し、山口に占住して盜掘を行つた。官兵が屢々驅逐してもすぐ集り、礦徒の出沒は常ないといつてゐる。かやうに芋莢山の礦徒は千餘人の夥黨を擁してゐたが、その中核には頭目その他の幹部があり、これを統轄してゐたのである。かくのごとく、礦徒に中核が出來ると、政府にとつては益々危險な存在となる。雍正帝が「これ一日も姑容して、少しも禁捕を寬くすべからざるものなり」といつたのも、首肯せられるであらう。また諭旨第三八冊李如柏、雍正十一年三月二十五日の條に

古北口屬之薊協邊外幷熱河兒宣鎭。所屬之獨石路邊外各處。俱有礦洞。礦賊偸熬鉛斤。不敢進口貨賣。勢必賣與遠方蒙古。其爲貽害。誠非淺鮮。

とあり、古北口等の礦徒は、鉛を盜熬して蒙古に賣與した

らしい。違禁の物資を蒙古に密輸するので政府としては益々礦徒を嚴重に取締らざるをえなかつた。ともかく銅鉛は制錢を鑄造するには必需の物資である。しかるに社會一般の銅器に對する欲求は益々強く、銅鉛の採買は政府としても容易でなかつた。ここから銅鉛價が昂貴した。ここに礦徒は政府の強い禁令にも拘はらず、禁令を犯して盜掘を行つた。礦徒の開採した銅鉛は多くは奸商奸徒に賣與されたであらう。政府の公定價があまりにも低かつたからである。かやうに考へると、礦徒は清朝の銅政にも大きな障碍を與へたことになる。

八　鑄錢狀況

(1)　地方錢局における鑄錢

以上述べ來つたやうに、雍正時代を通觀するに、概して制錢が不足したことが、錢價を昂貴せしめる大きな原因であつた。それでは雍正時代には如何ほどの制錢が鑄造せられたであらうか。雍正時代に制錢を鑄造した錢局名及び鑄錢期間を皇朝文獻通考卷十五によつて示すと、第一表の通りである。

雲南四局の開鑄事情については、皇朝文獻通考卷一五、雍正元年の條に次のやうに見える

開雲南省城及臨安府・大理府・霑益州鼓鑄局。……先是。雲南於康熙四十四年。奏開青龍・金釵等銅廠。嗣以銅產日旺。巡撫楊名時奏請。每年解京局銅一百萬觔。以供鼓鑄。經王大臣會同戶部議言。滇省採銅漸次有效。與其解京多需脚費。不如卽留滇開鑄。

すなはち、康熙四十四年に、青龍・金釵などの銅山を開發して以來、銅產が多くなり、每年百萬斤の銅を京師に運送して兩局の鼓鑄を資けてゐた。ところが、その運搬費がかさむので、雍正元年から、この銅を雲南に留め、雲南に省城・臨安・大理・霑益の四局を設けて鑄錢することになつた。同書にはこれに續いて

至是雲南各局。俱行開鑄。復題定省城局爐二十一座。臨安府局爐六座。大理府局爐五座。霑益州局爐十五座。遵照銅六鉛四配鑄。……每鑄銅鉛百觔。准耗九觔。……每年開鑄三十六卯。遇閏加三卯。每爐一卯。用銅鉛千觔。計四十七爐。歲用銅鉛一百六十九萬二千觔。

と見える。四局で四十七爐、平年では每年每爐三十六卯、

第一表　鑄錢局名及び其の鑄錢期間

| 鑄錢局 | | |

毎年銅鉛百六十九萬二千斤を使用してゐる。雍正元年の制錢の重さは毎文一錢四分であるから、十九萬三千三百七十一串餘の制錢が鑄造せられるわけである。しかし鑄錢には銅鉛の減耗があり、一割程度の減鑄を見なければならないから、實際の鑄錢額は十七萬五千串位あつたらう。ところで、同書、雍正四年の條には

停雲南大理府。霑益州鼓鑄。增雲南省城及臨安府局爐座鑄錢。發運各省。……總督鄂爾泰。以所鑄之錢。難免多壅。題請概行停爐。已下部議。嗣復請裁去大理府霑益州二局。存留二局。……省城一局。……舊設爐二十一座。今擬加爐四座。臨安一局。……舊設爐六座。今擬加爐五座共設爐三十六座。

とあり、雍正四年には、雲南では制錢が多く壅滯したので、大理府・霑益州兩局を廢し、その代り、雲南府局で爐四座、臨安府局で爐五座を增し、差引き雲南では三十六座を殘した。なほ同書には

至於解送各局。尙需脚錢。擬於每爐每卯添鑄銅鉛一百觔。名曰帶鑄。所得息錢以爲運價之用。又從前開局時。每爐每卯。鑄正額銅鉛一千觔。准耗九十觔。止作正鑄九百一十觔外。仍加鑄銅鉛九十觔。名曰外耗。所得息錢以爲添給在局官役養廉工食之用。

とあり、每卯百斤を增鑄し、うる所の息錢を以て制錢を外省に運搬する運送費にあてた。なほ每爐每卯正額九百一十斤外に九十斤を增鑄して外耗と稱した。合計すると每爐每卯千百斤の銅鉛を使用した。每爐三十六卯であるから、三十六座では每年百四十二萬五千六百斤の銅鉛を使用することになる。これだけの銅鉛では一割の減耗を除くと、約十四萬五千串の制錢が鑄造せられる。雍正四年以後、雲南・臨安兩局では、雍正時代を通じて、大體これだけ位の制錢が鑄造せられたであらう。雲南ではこの兩局の外、雍正十二年には東川府局を設けて制錢を鑄造した。同書、雍正十一年の條に

議開雲南東川府局鑄錢。運往陝西。戶部議言。陝西錢價昂貴。應令雲南歲鑄錢十萬。發往易銀還滇。……雲南巡撫張允隨奏請。開局於東川府。設爐二十八座。每年用銅鉛一百一十九萬九千五百觔有奇。……定於十二年開鑄。所鑄錢。發運陝西。分頭運二運三運。令陝省委員接解。

とあり、陝西では錢價が昂貴したため、東川府に錢局を設け、雍正十二年から毎年十萬串の制錢を鑄造し、陝西に發運した。因みに、雍正十三年には、陝西の錢價は平減に歸したので東川局の鑄錢を停止した。同年には、どれだけ、制錢が鑄造せられたかは判明しない。（同書雍正十三年條）

なほまた、雍正十二年には、雲南廣西府局に錢局を設置して制錢を鑄造しようとした。先にも引用したが、同書、雍正十二年の條に

議開雲南廣西府局。鑄錢運京。停湖北・湖南・廣東辦解滇銅。……尋雲南巡撫張允隨奏請。開局於廣西府。設爐九十四座。照舊例。於正額外。加帶鑄錢及外耗錢。……共用銅鉛三百四十五萬一千六百七十八觔。鑄錢四十二萬一千九百三十六串有奇。……其廣西府局。定於丙辰年（乾隆元年）四月開鑄。丁巳（二年）年起解。

とあり、これまで、湖北・湖南・廣東三省では、京師兩局に銅觔百六十六萬三千二百斤を雲南から採買して發運してゐた。運送費がかさむので、廣西府に鑄錢局を設けて四十二萬一千九百三十六斤を鑄造し、これを京師に運搬することにした。この計畫は雍正帝が雍正十三年になくなり、乾隆二年から實施された。銅鉛の割合に鑄錢額が多いのは、雍正十二年から制錢の重量が一錢二分に切下げられたためである。因みに廣西府局の鑄錢は乾隆三年に停止された。（同書卷一六）

次に雍正五年には、甘肅の蘭州にも錢局がおかれた。同書卷一五、雍正五年の條に

開甘肅鼓鑄局。甘肅巡撫石文焯奏言。甘肅錢文頗雜。請動支庫銀二萬兩。收買各屬戶工一釐字小錢及古舊錢廢錢。開局於省城。設爐十二座。……以所鑄大錢。收換小錢。源源更鑄。俟收盡停止。戶部議如所請。從之。

とあり、甘肅では舊小錢・廢錢が多く、錢法が紊亂してゐたので、銀二萬兩を以て小錢を收買し、それらの小錢でもつて大錢を鑄造しようとした。しかし、この計畫は失敗した。同書雍正六年の條に

停甘肅寶鞏局鼓鑄。署甘肅巡撫張廷棟奏言。甘省收買小錢。改鑄大錢。未免擾民。請暫停鼓鑄。戶部議如所請。得旨。從前石文焯請收小錢開鑄。朕諭以開鑄一事。當詳細斟酌。若因不能禁止小錢。欲藉此爲良策。恐未必所毀之銅。能敷鼓鑄之用。小錢之禁。不可急驟。應

暫緩候旨。乃石文焯復行具請。始准其行。不意收錢開鑄之弊。煩擾如此。著卽行停止。

とあり、巡撫石文焯は小錢の收買に急であつたため、却つて民間を騷がせ、而も小錢收買の效がなく、鼓鑄するに足らず、この計畫は翌六年に停止となつた。從つて、甘肅においては、殆んど制錢は鑄造されなかつたであらう。

次に皇朝文獻通考卷五、雍正八年の條に

開貴州畢節縣鼓鑄局。……至是復以威寧州採銅有效。而大定府境內又產有鉛礦。巡撫張廣泗奏請。開局於畢節縣城。設爐十座。……每年開鑄三十六卯。照雲南之例。鑄正額銅鉛一千觔・帶鑄銅鉛一百觔・外耗銅鉛九十觔。……以所鑄錢。配給官兵俸餉。戶部議如所請。從之。

とあり、雍正八年には、貴州畢節縣に錢局を設置し、制錢を鑄造することになつた。爐十座、每座三十六卯、每卯千百斤の銅鉛を使用するから、一年間には三十九萬六千斤の銅鉛を使用する。制錢の重量は一錢四分、一割の減耗を差引くと、大體四萬串ほどの制錢が鑄造せられたであらう。

次に同書、雍正十年の條に

開四川鼓鑄局。先是。四川於康熙四十二年。奏開寧遠府屬各銅廠。至雍正元年。已請鼓鑄。以礦砂未旺。復經議停。至是巡撫憲德奏請。開局省城成都府。設爐八座。……每年開鑄二十四卯。用銅鉛三十二萬觔。……以所鑄錢。配給兵餉。及各官養廉。戶部議如所請。從之。

とあり、雍正十年には、四川成都に錢局をおき、每年三十二萬斤の銅鉛を使用してゐるから、例によつて計算すると、大體二萬五千串ほどの制錢が、四川において鑄造せられたであらう。

次に同書、雍正七年の條に

令江西・浙江・湖北・湖南・河南・山東・山西。各開鼓鑄局。先是正月。戶部奉上諭。各省收買銅器。屢降旨。令該督撫酌量。可以鼓鑄。……嗣是。各省陸續奏請開鑄。

とあり、江西・浙江・湖北・湖南・河南・山東・山西各省では、收買銅器を以て制錢を鑄造してゐる。また同書、雍正九年の條には

開江蘇・安徽鼓鑄局。戶部議定。江蘇開局於蘇州府。

設爐十二座。……每月開鑄二卯。每卯用對搭生熟銅二萬八千八百觔。鑄錢二千九百九十四串有奇。安徽開局於江寧府。設爐四座。……每月開鑄二卯。每卯用對搭生熟銅九千六百觔。鑄錢九百九十九串有奇。

とあり、雍正九年、江蘇蘇州局では收買銅器二萬八千八百斤を以て、每月每卯、制錢二千九百九十四串餘、安徽江寧局では、同樣每月每卯、九百九十九串餘を鑄錢してゐる。年額では江蘇七萬一千八百五十六串餘、安徽二萬三千九百七十六串餘を鑄錢したことになる。ところで、諭旨第三五冊喬世臣、雍正十年三月二十四日の條に

江蘇等屬。自雍正五年。奉文收買黃銅器皿起。據布政司詳報。見今共收生銅五十五萬九千四百斤零。熟銅八十七萬一百斤零。又因三十三卯起銅器熟多生少。不敷配搭。咨明戶部。購買倭鉛白鉛共三萬餘斤。配鑄接濟。合算前後所收銅斤。僅可供四十二卯之用。自雍正八年七月二十五日。開鑄起配。至本年四月二十五日。銅斤已完計共鑄出制錢一十五萬一千九百餘串。

とあり、江蘇局は雍正九年に收買銅器百四十二萬九千五百餘斤を以て鑄錢を始め、雍正十年四月末までに、十五萬一千九百餘串の制錢を鑄造してゐる。先掲の第一表に、示したやうに、蘇州局は雍正九年に開鑄し、十年には停鑄してゐるから、二年間に十五萬一千九百餘串の制錢を鑄造したのである。前掲の諭旨には開鑄の年を雍正八年としてゐるが、準備を始めたのが雍正八年で、實際に鑄造を開始したのは雍正九年とすべきであらう。

次に、諭旨第三一冊田文鏡、雍正六年三月初四日の條に

今據布政使費金吾報稱。雍正五年分。省城共收買過黃銅一萬二百六十六觔零外。州縣共報收買過黃銅五萬一千九百四觔零。二共六萬二千一百七十觔零。

とあり、河南省においては雍正五年分、收買銅器は六萬二千一百七十斤であつた。河南では收買銅器をもつて、雍正七年に鑄錢を始め、九年に停鑄してゐる。しかし、鑄錢には準備が必要である。蘇州局の例からも分るやうに、實際に鑄錢を開始したのは雍正八年であらう。また收買銅器は後には遞減したであらうが、いま一歩を讓つて、雍正五年から停鑄の前年、雍正八年まで、每年六萬二千一百七十斤の銅器が收買されたと假定しよう。さうすると、四年間には二十四萬八千六百八十斤の銅器が收買され、雍正八・九

兩年間には、これだけの銅器をもつて制錢を鑄造したことになる。蘇州局の例からも判明するやうに、銅器の斤數の約一割六厘の制錢が鑄造されるから、二十四萬八千六百八十斤の銅器では、二萬六千三百六十二串餘の制錢が鑄造される。一年間には、一萬三千餘串が鑄造されたわけである。

次に、諭旨第五八冊石麟、雍正五年十一月初六日の條に

自雍正四年二月。准到部咨。迄今年餘。查司庫及各屬存貯。共收過黃銅八千七百餘觔。甚屬寥寥。

とあり、山西省においては、雍正四年二月から五年十一月までに收過した黃銅器は僅かに八千七百餘斤にすぎなかつた。同書には、これに續いて

又據各屬報。收銅器。共有三萬四千餘觔。

とあるから、雍正五年末までには、三萬四千餘斤の銅器が收買されたわけである。山西も河南と同樣、雍正七年に開鑄の準備を始め、翌年に鑄錢を始め、九年に停鑄してゐる。河南の鼓鑄の場合と同樣に考へれば、山西では雍正八・九兩年間には一萬四千四百十六串の制錢が鑄造せられたことになる。

次に、江西・浙江・湖北・湖南・山東では、どれだけの制錢が鑄造されたかは判明しない。先に銅禁令の條で指摘したやうに、江西や安徽の收買銅器は、初めは江蘇に解送して鑄錢することになつてゐた。そこで江蘇の收買銅器數が多かつたのである。後に江西・安徽にも錢局を開き、收買銅器をもつて鑄錢した。安徽の收買銅器數が江蘇のそれに比べて少いのはこれがためである。江西の收買銅器數も、多くても安徽のそれと同額位であつたらう。さすれば、江西の毎年の鑄錢額も二萬四千串ほどであつたらう。浙江も江西や安徽と同額であらう。山東の收買銅器は初め京師に解送することになつてゐたが、後に本省にも錢局を開いた。湖北・湖南には本省の外、貴州省の收買銅器が解送されることになつてゐたが、實際には、交通が不便であるから、實現しなかつたであらう。湖北・湖南・山東などは浙江・安徽に比べると、一般の生活程度も低く、使用銅器數も少く、從つて收買銅器數も少かつたであらう。いま假に湖北・湖南・山東の收買銅器數を安徽・浙江・江西の半分と假定すると、これらの三省では夫々毎年一萬二千串の制錢が鑄造せられたことになる。

先掲の第一表に示したやうに、安徽の江寧府局は雍正九

第二表　雍正時代地方錢局鑄錢額統計（單位萬串）

年代	雲南省 雲南府 臨安府 大理府 霑益州	東川府	廣西府	貴州省	四川	甘肅	山西	河南	山東	江蘇	安徽	浙江	江西	湖北	湖南	計
雍正元年	一七・五萬串															一七・五
二年	一七・五															一七・五
三年	一七・五															一七・五
四年	一四・五															一四・五
五年	一四・五															一四・五
六年	一四・五															一四・五
七年	一四・五															一四・五
八年	一四・五			四・四			〇・七	一・三	一・三			二・四	二・四	一・二	一・二	二八・九
九年	一四・五			四・〇			〇・七	一・三	一・二	七・六		二・四	二・四	一・二	一・二	三六・五
十年	一四・五			四・〇	二・五				一・二	七・六	二・四	二・四	二・四	一・二	一・二	三九・四
十一年	一四・五			四・〇	二・五				一・二		二・四	二・四	二・四	一・二	一・二	三一・八
十二年	一四・五	一〇・〇		四・〇	二・五				一・二		二・四					三四・六
十三年	一四・五	一〇・〇		四・〇	二・五				一・二							三二・二
合計	一九七・五萬串	二〇・〇		二四・〇	一〇・〇		一・四	二・六	七・二	一五・二	七・二	九・六	九・六	四・八	四・八	三三・九

年に開鑄し、十二年には停鑄してゐる。開鑄には準備を必要とするから、實際に鑄錢した間は、雍正十年から十二年まで、三箇年であらう。河南・山西も同樣に、鑄錢期間は雍正八・九兩年であらう。江西・浙江・湖北・湖南でも同樣に、雍正八年から十一年まで四箇年間、鑄造が續いたであらう。山東は雍正八年に開鑄し、ここだけは雍正の終るまで鑄造を續け、乾隆三年に至つて停鑄してゐるが、特別な事情があつたものと考へられる。

いま各省の收買銅器による鑄錢は、一歩を讓つて、開鑄の命令が出た翌年から、開鑄時の鑄錢額がそのまま繼續したものと假定して、各省收買銅器による鑄錢額を計算すると、總計六十二萬四千串になる。なほ、各省鑄錢額は第二表のごとく、雍正年間の總計は三百十三萬九千串になる。雍正帝が卽位した初めには、地方省分の鑄錢額は僅か十七萬五千串であつたが、次第に增加して、末年には倍增してゐる。雍正帝の增鑄政策を示すものとして注目される。ところで、雍正帝がとくに增鑄に意を注いだのは、京師兩局のそれであつた。天子の膝下の官僚や軍人の生計に大きな關聯をもつてゐたからである。

(2) 京師兩局の鑄錢

皇朝文獻通考卷一三、順治元年の條に

置戶部寶泉局・工部寶源局。鑄順治通寶錢。……寶泉局歲鑄錢。解交戶部庫。配銀給發兵餉。……寶源局歲鑄錢。解交工部節愼庫。以備給發各工之用。

とあり、順治元年に、京師に寶泉・寶源兩局をおき、制錢を鑄造して以來、この制度は淸末まで續いた。たとひ、地方の錢局は鑄錢を停止もしくは中止されることはあつても、この兩局だけは鑄錢を繼續して行つた。兩局の制錢はともに兵餉・官役の俸工・驛站雜支、その他に支出されたが、原則として寶泉局の制錢は兵餉・官俸に、寶源局の制錢は工事費用として支出された。從つて寶泉局の鑄錢額は寶源局のそれよりも多く、政府としても寶泉局の鑄錢を最も重視した。國初から康熙末年までの兩局鑄造額の變遷については、同書卷一四に梗概が見える。これを表示すれば、次の通りである。

順治元年以後（一六四四）每年自數萬遞加鑄至數十萬串不等。
十五年以後（一六五八）以制錢改重。故鑄額中減。

十七年以後（一六六〇）數復加增。

寶泉局　二十八萬餘串。

寶源局　十八萬餘串

計　四十六萬餘串。

康熙初年（一六六二）兩局錢數又稍減。

二十三年以後（一六八四）寶泉局　二十八九萬餘串

—二十三萬餘串。

寶源局　十七萬餘串—十二萬餘串。

計　四十五六萬餘串

—三十五萬餘串。

至康熙六十年間（一七二一）寶泉局　四十四萬九千二百八十串。

寶源局　二十二萬四千六百四十串。

計　六十七萬三千九百二十串。

雍正元年、寶泉局の鑄造額については、皇朝文獻通考卷一五、雍正元年の條に

於雍正元年。爲始。開鑄四十卯。每年用銅二百八十萬觔。鉛一百九十二萬觔。

と見え、四十卯鑄造してゐる。ところで、この頃、寶泉局の每卯の鑄錢額については、同書卷一四に

至康熙六十年間。兩局各三十六卯。……寶泉局每卯用銅七萬二千觔。銅四萬八千觔。鑄錢一萬二千四百八十串。

とあり、銅七萬二千斤、鉛四萬八千斤を以て制錢一萬二千四百八十串を鑄造した。四十卯では四十九萬九千二百串となる。寶源局については、同書に

至康熙六十年間。兩局各三十六卯。……寶源局每卯用銅三萬六千觔。鉛二萬四千觔。鑄錢六千二百四十串。

と見える。康熙六十年には、寶源局では每卯六千二百四十串の制錢を鑄造してゐるから、三十六卯では二十二萬四千六百四十串となる。雍正元年にもこれだけの制錢が鑄造されたであらう。寶泉・寶源兩局では、雍正元年には合計七十二萬三千八百四十串の制錢が鑄造せられたわけである。ところで、同書卷一五、雍正二年の條には

令寶源局每年開鑄四十卯。

とあり、雍正二年には寶源局も四十卯に增加し、二十四萬九千六百串の制錢が鑄造せられた。また同書、雍正四年の條には

令寶泉・寶源二局。每年開鑄四十一卯。

とあり、雍正四年には、兩局共に四十一卯を開鑄し、七十六萬七千五百二十串の制錢が鑄造された。また同書、雍正五年の條には

令寶泉・寶源二局。以所收銅器。於定額之外。加卯鼓鑄。

とあり、寶泉・寶源兩局をして、收買銅器を以て定額外に制錢を鑄造せしめようとしてゐる。これが實施は翌年から行はれたらしく、光緒大清會典事例卷二一四に

〔雍正〕六年奏准。寶泉局收現存黃銅器皿一百餘萬斤。於原定額鑄卯錢外。陸續加鑄錢九卯。

とあり、寶泉局において收買銅器百餘萬斤を以つて額外に制錢を鑄造せしめてゐる。收買銅器が少いため、寶源局の鑄錢は中止されたのであらう。加鑄九卯であるから、額外に十一萬二千三百二十串の制錢が鑄造せられたわけである。

次に皇朝文獻通考卷一五、雍正五年の條に

自雍正十年以後。寶源局減正額爲三十七卯。至十三年。復各爲四十一卯。

とあり、寶源局の鑄錢額は雍正十年から三十七卯、二十二萬八百八十串に減じた。洋銅の採買が進捗しなかつたためであらう。雍正十三年に至つて、また舊額四十一卯に復した。以上の記事を表示すると第三表のごとくなる。

第三表　雍正時代京師兩局鑄錢額統計

年代	寶泉局鑄錢額	收買銅器による鑄錢額	寶源局鑄錢額	合計
雍正元年	四九九、二〇〇串		二三四、六四〇串	七三三、八四〇串
〃 二年	四九九、二〇〇		二四九、六〇〇	七四八、八〇〇
〃 三年	四九九、二〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 四年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 五年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 六年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	八七九、八四〇
〃 七年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 八年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 九年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
〃 十年	五二一、六〇〇		二三〇、八〇〇	七四二、五六〇
〃 十一年	五二一、六〇〇		二三〇、八〇〇	七四二、五六〇
〃 十二年	五二一、六〇〇		二三〇、八〇〇	七四二、五六〇
〃 十三年	五二一、六〇〇		二五五、八四〇	七六七、五二〇
合計	六、六二四、四〇〇	二二、三三〇	三、二〇七、三六〇	九、九三四、〇八〇

ところで京師兩局の鑄錢額と地方錢局の鑄錢額とを總計すると第四表の通りである。

雍正の初めには、鑄錢額は大體九十萬串ほどであつたが、次第に增鑄政策が功を奏し、末年には二十萬串ほど增加し

第四表　雍正時代鑄錢額統計

年代	京師兩局鑄錢額	地方錢局鑄錢額	合計
雍正元年	七三、八〇〇串	一七五、〇〇〇串	八九八、八〇〇串
〃 二年	七四八、八〇〇	一七五、〇〇〇	九二三、八〇〇
〃 三年	七四八、八〇〇	一七五、〇〇〇	九二三、八〇〇
〃 四年	七六七、五三〇	一四五、〇〇〇	九二二、五三〇
〃 五年	七六七、五三〇	一四五、〇〇〇	九二二、五三〇
〃 六年	八七九、八四〇	一四五、〇〇〇	一、〇二四、八四〇
〃 七年	七六七、五三〇	一四五、〇〇〇	九二二、五三〇
〃 八年	七六七、五三〇	二八九、〇〇〇	一、〇五六、五三〇
〃 九年	七六七、五三〇	三六五、〇〇〇	一、一三二、五三〇
〃 十年	七四二、五六〇	三九四、〇〇〇	一、一三六、五六〇
〃 十一年	七四二、五六〇	三二八、〇〇〇	一、〇六〇、五六〇
〃 十二年	七四二、五六〇	三四六、〇〇〇	一、〇八八、五六〇
〃 十三年	七六七、五三〇	三三二、〇〇〇	一、〇八六、五三〇
總計	九、九三四、〇八〇	三、一三九、〇〇〇	一三、〇七三、〇八〇

て、百十萬串近くになつた。しかし、雍正時代の增鑄政策が實際に效力をあらはすのは乾隆時代に入つてからである。先にも指摘したやうに、雲南の廣西府で四十二萬餘串の制錢を鑄造する計畫を立てたのは雍正末年であつたが、これが實施されたのは乾隆元年であつた。雍正帝の增鑄政策は、雍正時代、着々と成果をあげつつあつたが、何分にも銅觔の入手が思はしくなく、期待したほどの效果を收めることは出來なかつた。しかし、乾隆時代に入ると、雍正時代の諸政策が漸く效力を發揮した。とくに雲南銅山の開發はめざましく、未曾有の產銅ブームを現出した。洋銅に代つて雲南銅が鑄錢の主要部分を占め、鑄錢額が增大した。乾隆時代制錢の增鑄は、全く雍正時代に準備されたものといはなければならない。

九、結　び

下級の官吏や軍人、農民は生計が細かいので、價値の低い制錢が必要であつた。しかるに、制錢の不足から錢價が騰貴し、彼等の經濟生活を脅威した。そこで、雍正帝は錢價の安定を計るため、制錢の增鑄政策を實施した。前節に述べたやうに、雍正時代には、大體每年、百萬串前後の制錢が鑄造された。しかし、鑄造せられる制錢は、すぐその後から奸徒・奸商によつて銷毀され、銅器や小錢に私鑄されるものが多かつた。制錢の多くは、先づ官吏や軍人に俸給として支給された。當時は社會の銅器需要の欲求が強かつたが、銅材の入手が困難であつた。しかも制錢の名目價

値よりも實質價値の方が高く、軍人のうちには、制錢を奸商に名目價値以上の値段で賣却する者が多かつた。また南洋方面には銅材を產せず、制錢が多量に南方に流出した。このやうな事情から、折角鑄造された制錢が、經濟界に流通せず、姿を消すものが相當にあつたらしい。

また當時は制錢の不足から、錢價の騰貴を來し、鹽商・當舖・奸商・富豪などは制錢を囤積し、錢價の昂貴を策して巨利を博さうとした。とくに鹽商は鹽を制錢で賣却するので、自然に制錢が多量に集積した。その結果、經濟界では益々制錢が不足し、錢價の昂貴を促した。また官庫にも多數の制錢が死藏され、制錢の流通を妨げた。また制錢は重く運搬に不便であつた。先に述べたやうに、山西や貴州などの省では山路險峻のため制錢が流通しがたかつた。官吏なども政府の支出に制錢を使用することを嫌つた。盛康、皇朝經世文續編卷五八、吳嘉賓「擬上銀錢並用議」に

江西各項工程。搭放二成。此外省工程搭放制錢之例。論制錢難行者。皆以解運勞費爲說。

とあり、地方の工事には二割の制錢を支給することになつてゐたが、官吏は制錢の運搬には費用と勞力を要するので、制錢を使用することを好まなかつた。制錢が流通しがたかつた一斑の理由もここにあつた。吳嘉賓は道光の進士であるから、この事實は清末のことに屬するが、雍正時代でも同樣であらう。官吏はむしろ、官項を支出する際には、制錢を私領し、錢價の昂貴を利用して利益をあげようとした。皇朝文獻通考卷一六、乾隆十年の條に

官員辦公。亦有沿習時弊者。如直隸興修水利城工。坐糧廳採買布疋。所領帑金數萬。皆欲易錢運往。其他官項。大率類此。

とあり、直隸省では水利・城工を興修し、坐糧廳が布疋を採買するときには銀が支給せられた。ところが官吏はみな銀を制錢に易へようとした。この頃は錢價が昂貴してゐたので、制錢に易へてもつてをれば利益があつたからである。官項の支出にはおほむね、官吏は制錢を受領しようとしたらしいから、これがまた制錢の流通を妨げたことは疑ひあるまい。

ともかく、以上述べたやうな事情から、雍正時代には制錢が缺乏し、もしくは制錢の流通が妨げられ、錢價が昂貴しつづけた。錢價を平減するために、雍正帝は增鑄政策を

樹立した。増鑄を實施するために、洋銅の輸入に盡力した。しかし、日本ではこの頃、採鑛技術の未熟から產銅が減少し、輸出銅を制限した。そこで、雍正帝は銅山の開發にも留意したが、にはかに實績をあげることはむづかしい。ここから先づとりあげられたのが銅禁令の強化である。清朝を通じて、雍正時代の銅禁令が最も峻嚴であつたのは、かかる事情によるものである。雲南銅山の開發も雍正時代、漸く軌道にのり、相當の產銅があつたが、しかし、政府の所要額を賄ふことは出來なかつた。政府の増鑄政策にも自ら限度があつた。

一方銅價の騰貴から、鑄造された制錢が續々と銷毀されて銅器や小錢に化した。そこで、雍正帝は制錢の實質價値を切下げるため、雍正五年には、制錢の銅鉛配合率を、從來の銅六鉛四から銅五鉛五に變更した。また、雍正十二年には、さらに、制錢の重量を每文一錢四分から一錢二分に輕減した。ともかく、このやうな政策の實施によつて、雍正帝の通貨政策が相當効果をあげたことは、これまで制錢の流通しなかつた貴州省においても、制錢が流通するやうになつたことでも、その一端が窺はれるであらう。しかし、大幅な制錢の増鑄は乾隆時代を俟たなければならなかつた。乾隆時代の増鑄の背後には、雍正時代、地道な而も確乎とした政策が樹立されてゐたことを忘れてはならない。清朝三百年の基礎は、雍正時代になつたといはれるが、通貨の上においても、その基本政策が決定され、効果を收めたことが、諸々の政策遂行に好影響を與へたことは疑ひないであらう。

（昭和三十四年八月廿一日稿了）

On the Regulation of Thoughts for the Early Ch'ing 清

Kazuko Ono

Under the declining Ming 明 dynasty, young literati fought against the Nei-kuan 內官, calling their union, Shê 社. After the destruction of Ming, many of the Shê formed part of the anti-Manchu movement. The Manchus began to regulate this movement in the Shun-chih 順治 period. As the result, the Shê changed their character from political union into assemblies of literati, training in Shih-wen 時文 or studies in textual criticism. After the middle of the K'ang-hsi 康熙 period, the Manchus undertook to conciliate the anti-Manchu movement both through editing Chinese books and moral education at schools. Finally, the movement of the young Chinese literati grew to be faint and be unpolitical, and the anti-Manchu movement was succeeded by the secret societies of the lower classes.

On the Emancipation of the Lower Orders by the Yung-chêng Emperor

Takanobu Terada

In the early period of the Ch'ing 清 dynasty, there lived several kinds of persons of inferior social status, called Yüeh-hu 樂戶, To-min 墮民, Kai-hu 丐戶, Chiu-hsing-yü-hu 九姓漁戶, Tan-hu 蜑戶, Liao-min 寮民, P'eng-min 棚民, Pang-tang 伴儅 and Shih-p'u 世僕. One of the most important policies of the Yung-chêng emperor was their emancipation. The author tries to uncover the details of these reforms.

The Currency Problem in the Yung-chêng 雍正 Period

Tomi Saeki

Since the begining of the Ch'ing 清 dynasty till the middle of the Ch'ien-lung 乾隆 period, which included the Yung-chêng period, the price of money tended to go up in general due to the lack of Chih-ch'ien 制錢. This shortage rose because the net price of raw copper, inported from Japan, was higher than the par price of Chih-ch'ien and it was illegally melted to product T'ung-kuo 銅鍋 or Yen-tai 煙袋. The lower officials and the soldiers were paid a salary with Chih-ch'ien, their housekeeping being on a small-scale like that of the peasants and requiring this. To secure the copper materials for Chih-ch'ien, the government intensified its prohibitions on the use of copper, while it began to mine copper in Yün-nan 雲南 province. Such a policy, created in the Yung-chêng period, gradually proved fruitful in the next Ch'ien-lung period and strengthened the stand of the dynasty.